

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 9 月 13 日（火）開会

（ 第 1 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第3回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和4年9月13日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第60号 南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定
について

日程第5 議案第61号 南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の制定について

日程第6 議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第7 議案第63号 令和3年度南小国町一般会計歳入歳出決算書

日程第8 議案第64号 令和3年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

日程第9 議案第65号 令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

日程第10 議案第66号 令和3年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書

日程第11 議案第67号 令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書

日程第12 議案第68号 令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
書

日程第13 議案第69号 令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入
歳出決算書

日程第14 議案第70号 令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

日程第15 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第16 代表監査報告

日程第17 議案第71号 令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）

日程第18 議案第72号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1
号）

日程第19 議案第73号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第
2号）

日程第20 議案第74号 令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第21 議案第75号 令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）

- 日程第22 議案第76号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書
(第1号)
- 日程第23 議案第77号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算書(第1号)
- 日程第24 議案第78号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第
2号)
- 日程第25 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第26 陳情第7号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改
善を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第27 議員派遣報告について
- 日程第28 議員派遣の件について
- 日程第29 閉会中の継続審査について(総務文教常任委員会/経済建設
常任委員会/議会広報調査対策特別委員会/環境問題調査特
別委員会/議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	穴 井 則 之	2番	佐 藤 毅
3番	井 野 和 哉	4番	井 上 則 臣
5番	矢津田 道 夫	6番	下 城 孔志郎
7番	児 玉 秀次郎	8番	穴 井 千 秋
9番	森 永 一 美	10番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。(2名)

議会事務局長 北 里 能 蔵 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。

本日の出席議員は１０名でございます。定足数に達していますので、ただいまから令和４年第３回南小国町議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の議会を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、８番、穴井千秋議員、９番、森永一美議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（平野昭夫君） 日程第２、会期の決定を議題いたします。

今定例会の会期については、去る９月６日に議会運営委員会が開かれ、本日から２０日までの８日間とし、その間の会議日は、本日、１４日、１５日、２０日に開き、１６日は休会と決定しております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定をされました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定をされました。

なお、先の議会運営委員会におきまして、今定例会の一般質問をケーブルテレビにて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可しております。

-----○-----

日程第３ 一般質問

○議長（平野昭夫君） 日程第３、一般質問を行います。

一般質問につきまして、先の議会運営委員会での決定事項がありますので、御報告をいたします。

質問が2つある場合ですが、1つずつ分けて行います。1回目の質問を発言台で行い、2回目、3回目は自席で質問をいたします。2つ目も1回目の質問は再度発言台をお願いをいたします。あとは同様に自席で行うことといたします。

それでは、一般質問をただいまから行います。

2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 2番、佐藤です。通告に基づき、質問をさせていただきます。

1点目です。まず、グループホーム森園の施設の譲受けについてです。

現在、小国町社会福祉協議会さんにおいて管理運営が行われている森園地区にありますグループホーム森園です。この施設の南小国町、本町や南小国町社会福祉協議会への売却の話が上がっているように伺っております。福祉課や社協において買取り後の利用について協議が行われているようにも聞いております。

今後、高齢者が増えていく状況にある中で高齢者も一人一人生活状況や体の状態も違いますし、シニア世代の介護予防や認知症対策、生活困窮や社会的孤立・孤独などと高齢者を取り巻く多くの課題解決に取り組まなければならない現状にあるかと思えます。

この施設の場所というのが地域福祉センターりんどう荘の近くにあり、仮に購入し、活動拠点として利活用が進めば、地域福祉のより一層の充実を図ることができ、最適な施設、必要な重要な施設になると考えられます。この購入を行い、今後、地域福祉のために利活用、運営することについて、町長として、また社会福祉協議会の会長としての町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2番議員の御質問にお答えをいたします。

グループホーム森園は、認知症と診断された高齢者専用の共同生活施設として、平成23年4月に開設されました。認知症の高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもと、自立した日常生活を送ることを目的に食事の用意や掃除、洗濯などの日常生活における家事などを職員のサポートを受けながら少人数のグループで生活する施設で、9名分の個室を備え、食堂やリビング、キッチンなどの共用スペースで入居者や職員が協力して家事をしたり趣味の時間を楽しんだりするなど、一般住宅と大きく異ならない生活環境が特徴となっております。

開設当時は、民間の営利法人によって運営されておりましたが、慢性的な人材不足や法人の人材の高齢化のため、平成30年度に事業譲渡の手続に入り、社会福祉法人小国町社会福祉協議会が土地・建物と従業員を含めて事業を引き継ぎ、平成31年4月より施設の運営を行っております。事業を引き継いで3年が経過しましたが、地理的な面や人員体制の確保、すぐに居室が埋まらないといった利用者の伸び

悩みなど安定した経営につながらないといった課題もあり、小国町社会福祉協議会から今後の運営について相談が寄せられました。

具体的には、同法人が運営する障がい者グループへの用途変更、また現在の施設を町内の福祉法人等へ事業譲渡という案が考えられましたが、町としては、高齢者施設としての役割を担う重要な施設であると考え、最も近くで高齢者福祉事業を運営する南小国町社会福祉協議会へ施設の利活用について協議を打診し、これまで何度か協議を重ねてまいりました。協議の中では様々な視点での施設の可能性を模索し、小規模多機能型居宅介護や有料老人ホーム、認知症対応型デイサービスなど多くのアイデアが出てまいりました。現在、社会福祉協議会内で職員からのアイデアを募るアンケート調査を行っており、集計結果につきましては次回協議を行う予定としております。

しかしながら、資金の確保や人材の確保などクリアしなければならない課題もあり、もし施設を購入するとしましたらまとまった資金が必要となることから、この点につきましては町としても最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。また、現在の施設につきましては9名の方が入居し生活をされており、今すぐ退去いただくわけにはまいりませんので、今後のスケジュール調整等は小国町社会福祉協議会とも協議を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 答弁、ありがとうございます。

この件に関しましては、当然、小国町社協さんという相手方がありますし、向こうも回答期限的なものも求められているものではないかなと思いますので、今答弁ありましたように、今後の利活用に関して、人員だとか、財政的な購入の資金だとか、いろいろと問題が出てくるかとは思いますが、ぜひ町長の決断でいい方向に向かうようにしていただきたいと思います。

私は、昨年9月の一般質問のときに、シニア世代を含めた支援体制の整備への取組ということで質問をさせていただきました。そのときに、町長から「子育て関係や生活困窮者の自立支援を含めた総合的なワンストップ型の総合包括センターの設立を目指す」という答弁をいただいたと思います。その計画に向けてグループホームの施設を譲り受け、地域福祉の向上のためにも利活用すべきではないかなと私個人的には思うところでございます。仮に譲受けができたとして、社協の事業や活動にも今後大いに役立つものになるんじゃないかなと思うところです。

施設を譲り受けた後、どのように利活用を考えているのか、社協のほうで少し話を聞きました。これはあくまでも局長の個人的な計画案ではありましたが、

まず、現在、地域福祉センターりんどう荘で行っている通所介護サービスですね、デイサービスの利用者のうち、特に運動機能の訓練とかを重視しない利用者については、グループホーム森園の施設を利用して、デイサービスを行っていく。そして、現在のデイサービスに加えて、りんどう荘内に運動器具等を整備して、通所のリハビリテーションや介護予防教室を行いたいと考えてもいるようでした。

また、グループホーム森園の中では、当然、今、認知症の利用者さんが利用しているわけですから、宿泊施設としても十分な設備は備えているものだと思いますし、そう考えると、ショートステイとか、そういうものにも対応できるのではないかと、いうことを検討もされておられました。町内でショートステイができるようになれば介護サービスの充実にも当然つながりますし、介護する人の負担というのも小国町の老健とかに行かなくても、町内でできるということになれば負担軽減にも当然つながるものだと思います。

それから、多世代型のスポーツジムとしての利用やeスポーツの利用施設として可能性を探られているようでもありました。

あくまでもこれは局長の個人的な私案ではありましたが、人員とか予算とか裏づけがあるものでは全くありません。あくまでこういうことができたらいいなという思いをはせられておられました。

ただ、この話を聞いたときに、私的には非常に今後の社会福祉・地域福祉において興味深いものと考えているなと思ったところでございます。高齢者だけじゃなくて、全世代に目を向けた利活用の計画が盛り込まれている。そこは、スポーツジムだとか、eスポーツだとかいう目新しいものを展開するところに社協の中でも考えがはせられているということは非常に興味深いし、今後、町としても重要な取組になるのかなというところだったんです。

現在のデイサービスを利用しておられる方においても、当然介護の状態にも差がありますし、リハビリや運動機能とか、そういう維持向上に前向きな利用者においてはデイサービスの幅が広がる計画になっていると思います。また、eスポーツ、最近よくマスコミ等で取り上げられて、認知症予防や発症リスクが減少される効果等もあるようで、高齢者のeスポーツというのは楽しみながら行えて、趣味となりますので、認知症の予防には期待ができるということが介護予防の一翼を担うものになる事例として挙げられております。

個人的に期待する部分ですけど、今、りんどう荘で行っているデイサービスをグループホーム森園で行うことによって、りんどう荘内に空いたスペースができますので、そこをスポーツジムやeスポーツなどのいろんな世代で利用できる場所として可能性を探っているというところは、りんどう荘の活用の可能性を非常に高め

るものじゃないかなと思います。今現在のりんどう荘というのは、若者や現役世代にはあまり関係のない施設になっている部分があるので、そこにスポーツジムができるということになれば、今、町民の若者の中でスポーツジムというのは町にあったらいい施設のの一つになっていると思うんです。これができることにより、町民の健康維持においても、また町民の幸福度向上にもつながるものには間違いのない施設になるんじゃないかなと思います。りんどう荘内にトレーニング器具を置いていただくと、世代間の交流も生まれて、地域福祉センターりんどう荘の存在意義はまだまだ増すものになるんじゃないかなと考えています。

非常にわくわくする運営計画を聞きまして、ぜひグループホーム森園を譲り受けて、社協において利活用を進めていただきたいと思うところでございますが、町としてはどのような考えをお持ちになっているのか、また今申し上げた計画についての御意見を福祉課長にお聞きしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

今、佐藤議員、そして社協の局長が言われたお話と福祉課もある程度同じような考えではあるんですけども、もしグループホーム森園の施設を引き継ぐということになれば、初めに考えたのが小規模多機能施設で24時間365日のサービスができるということで、この町に今必要な部分というのはそういうものなのかなということも考えました。

ただ、人員を集めること、そういうところにいろんな問題もございますので、そのほかに考えたところでいきますと、今言われたような機能訓練、リハビリですね、その部分が、今、南小国町に少し足りない部分で、小国町のほうにお客さんが流れているという部分もありますので、その機能を持つサービスをできればとも思っております。

あとは、eスポーツですね、健康増進に子供たちとの多世代交流と、そういうものもその中には入ってきますので、非常にいいのではないかと。美里町では8割の方が高齢者の方で注意力が改善したとか、その中の77歳の女性の脳の検査をしたときに脳の改善が見られるとか、いろんな形で載っておりますので、そういうことも今後は考えていきたいと思っています。

ただ、作業療法士とか、理学療法士とか、いろんなスタッフを集めることもとても必要になってきますので、そのあたりはどうなるかというところで、今後協議してやらなければ、まだ結論は出ないというところで今考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 新しい取組をするときというのは、いろいろな障害といいますか、人員だとか資金だとか出てくるのは当たり前のことです。ただ、これをやろうとする意思決定をなるべく早くしていただいて、そういう諸問題に取り組む時間を設けていただいて、町民の福祉向上につながることであるので、早く結論を出していただきたいと思いますところでは。

先日、熊日新聞の読者のひろばの若者コーナーで本町の高校3年生の投稿が掲載されておりましたので、一部要約して紹介させていただきたいと思います。

「将来の夢は、社会福祉士になること。地元で社会福祉のブランディングをしたい。地元で育つ中で多くのボランティア活動に参加してきた。多くの場面で社会福祉協議会、社会福祉が関わっていて、そのおかげで生活が豊かになっていることに気づいた。小さいときの遊びや教育で社会福祉に関わり、そのことが自己形成にもつながった。社会福祉の大切さを広め、社会全体で地域活性化を行いたい。社会で生きづらさを感じる人が減るよう活動できる社会福祉士になりたい。」という投稿でございました。

あくまで要約していますので、全文は紹介しておりませんが、非常に本町の社会福祉・地域福祉を担っている社会福祉協議会の事業や活動、また町の活動・事業等が各世代の町民に伝わり、実を結び、その結果が次世代を担う子供たちまでつながっているんだなということを感じまして、非常に感動する投稿だったなと私個人的には思っております。

そんな夢を持つ子供たちがぜひ地元で活躍できる場所、職場というのも確保することも今後大きな大事なことになってくるんだろうと思います。

そこで、もう1点、これは御提案なんですけれども、次のJAの跡地の利活用に関する話にもつながるんですけれども、地域福祉センターりんどう荘とグループホーム森園と、その近くには温泉館きよらがあります。この一帯を南小国町の福祉拠点として一体的に整備できたならばどうだろうかと考えて、御提案させていただいています。

観光農園施設がありますが、その一帯を高齢者の居住環境として整備して、高齢者向けの賃貸住宅が仮に整備できたならば、近くには温泉設備もあります。施設もありますし、福祉センターがあります。りんどう荘があります。そういうことを考えれば多様なサービスが近隣で受けられると、そしてそれも安心して生活が送れる場所になるのは間違いないはずです。

そういうことを考えると、JAの跡地の利用について、以前のアンケートでも御意見が多く上がっていました高齢者向けの福祉施設をりんどう荘周辺で整備できれば、JA跡地においてその分の選択肢というものが削られて、また違った方向でJ

Aの跡地の活用が図られるんじゃないかなと思ったところです。

そういった観点からも、ぜひグループホーム森園を譲り受けていただいて、今の認知症のグループホームとしてではなく、町の今求めている地域福祉の活動ができる場所として、拠点として使えるように購入をお願いして、なおかつ、りんどう荘一帯の福祉拠点としての整備開発ということができたならば、また南小国町の地域福祉というのがより向上して、安心して生活する拠点づくりというのできるのではないかと思いますけれど、町長、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まずは、今、小国町の社協から打診があっているという状況でもございまして、そちらを協議しているところでございますけれども、そういったところで、まず町が仮に購入をしたとしたときには、一旦公募をしなくてはいけないかなと思います。その施設に関して、社協だけではなくて、ほかの福祉事業に携わっている方々だったりとか、そういったところで公募しながら、じゃあ、誰に委託するのかといったところを最終的に決定していくような多分流れになってくるところで御理解いただければと思います。

先ほどあのエリアを一体的に福祉のエリアとして利活用したらどうだろうかというお話もありましたけれども、私もそれも一つの選択肢だと理解しておりまして、やはり温泉館もございますし、りんどう荘があるといったところで、もちろん急傾斜地域区域だったりとか、そういったところの配慮はしなければならないかと思いますけれども、ああいう施設が近隣にあることによって、住民の方々、特に高齢者を含めてもそうかもしれませんけれども、安心感が多分生まれるのではないかなと思いますし、入浴もそちらで入っていただければ、もちろん温泉館きよらの相乗効果にもつながってくるといったところもございますし、そういった機能訓練だったりとか、どういった事業を、もし仮に譲り受けたときにやっていくかは分かりませんが、そういったところでそういった施設が身近にあるということは住民にとっては非常にメリットだろうと思いますので、私としてもそれは一つの大きな選択肢であると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 1問目の質問はこれで終わりたいと思います。

2問目の質問をよろしく願いいたします。

○2番（佐藤 毅君） 最後、グループホームに関しては、町民の整備されるといいなというアンケート結果の中で高齢者施設とフィットネスジムというものがありましたので、そういうものを踏まえると、一体的に森園地区にもってくるといのは有

りかなと思いますので、ぜひ前向きに御検討をいただければと思います。よろしくお願いします。

では、通告に基づき、2つ目の質問をさせていただきます。農協跡地の再開発に向けての動きについてです。

「農協の跡地はどうなると」と、多くの町民から声を聞くことがあります。令和3年12月に質問させていただいたときには、「令和4年度いっぱい情報は情報収集、情報共有の時間となる。町民アンケートも再度行う。」と答弁をいただきました。農協跡地利活用検討委員への専門家の増員も行い、委員会での議論もお願いしておりました。

今現在、町民の一番の関心事だと思います。今後、町民アンケートは実施するのか、また検討委員会での議論はどうなっているのか、お尋ねします。また、議論の内容についても、町民に知ってもらう機会をつくるべきではないかと思いますが、今現在の状況、今後の予定がどうなっているのか、お尋ねいたします。お願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 2点目の質問に対して答弁をさせていただきます。

農協跡地については、議員がおっしゃるとおり、町民の方々にとって大きな関心事であると思います。

まず、前回のアンケートの上位の結果は、スーパーマーケット、公園、高齢者向け福祉施設、屋内スポーツ競技場やフィットネスジムといったものでした。ただし、回答をいただいた83%が50歳以上であったため、年代での偏りがあったものと推測されます。次回アンケートを行うときには、各年代の偏りがないような形で実施したいと考えております。また、前回はどうのような施設が整備されるとよいかといったような白紙の状態での投げかけでしたが、今回に関しては、何を目的とするのかや、整備することで何が実現するのかを整理した上で実施することが望ましいと考えます。それらの点は、検討委員会に諮りながら進めたいと思います。

検討委員会に関しては、これまでに3回、令和2年1月20日が第1回目です。その次が令和2年3月27日、そして3回目が令和2年8月28日の3回行っておりますが、これからが大切な時期になってくると考えられます。議論の内容に関しては、ホームページや広報誌などを通じて周知していきたいと考えております。併せて、委員の増員に関しても外部有識者を招聘することで客観的立場からの的確なアドバイスが期待されますので、情報を集めたいと思います。

J A跡地に関しては、町として重要な場所であり、町の大きな財源が必要となるかもしれませんし、これまでにないような民間の投資を呼び込むことになるかもし

れません。また、先ほどの質問にもあった高齢者福祉施設の将来の方向性や、後で質問のある公共施設の今後の在り方なども勘案しながら進める必要があります。そういった意味では、J A跡地の開発が将来の負の遺産にならないよう時間をいただきながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 町民アンケートの実施について幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、実施の時期はいつ頃を考えているのか。調査対象が、前回が多分全町民向けにやりましたけれど、ただ、回答いただいて回収できた部分に偏りがあるということですので。ただ、そう言われても、町として重要なものではあると思うので、今回も全町民に対して行うのか、それとも世代別を抽出したような形で行うのか。仮に抽出したときというのは、アンケートの全体対象となる件数は何件を思っていて、やるのかというところをお尋ねしたいと思います。また、アンケートをやったら、当然いつからやれば、いつまでに回収、回答を求めるでしょうから、その回答の時期はいつ頃になるのか。また、その結果の公表についてスピーディにやっていただきたいと思いますし、その公表はどういうふうにやろうとしているのか。また、アンケートの内容は分かりませんが、最終的にアンケートの中身で一番施設としてこういうものをつくってほしいというものが当然順位をつけますからそういうふうになると思いますけれど、そうなった場合にそのものを建設する方向でいくのか。ですから、このアンケートが持っている意味というのが非常に重要になってくるとは思いますけれども、そういう意味でアンケート結果を最大限に反映する形で開発が行われるのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、もう1点、町民向けのアンケートは非常にありがたいんですけど、役場内では職員さん向けに、もしくは各課局の中で、今後の町を考えたときにこういう施設があったらいいなとか、こういう場所が必要だとか、用意したほうがいいという庁舎内での意見聴取というのは行わないのか。これは、私個人的に思うに、今後のやっぱり南小国町を支える今の役場の職員さんたちの意見聴取はぜひやっていただきたいと思うんです。その中には、また多様な考えがあるのではないかなと、私らが思いつかないようなものを思っている職員もいるんじゃないかと思います。ですから、ぜひ役場内職員さん、若手・中堅職員の意見の聴取というのも行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） アンケートの時期及び回答の期限というのが大体近い質問なの

かなと思いますので、まずはそこをお答えさせていただきたいと思います。

まずは、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、ある程度これまで過去にやったアンケートの白紙のような状況ではなくて、ある程度一定の方向性は示すべきだろうと思いますし、そうしないとあまり意味がないアンケートになってしまうんじゃないかなと思っておりますので、そういったところをこちらで試案も含めてまとめながら検討委員会の皆様方とも協議して、そちらをできれば早い時期のほうがいいのはいいんですけれども、まずは年内に実施するような形、また回答の時期もできれば年内にある程度回答がもらえるような形で対応できればと考えております。

また、アンケートの方法に関しましては、全ての方々に取るのではなくて、やはりある程度世代を区切って、その世代ごとに対して送付をしていくという形をとらせていただきます。どのくらいの数になるのかということとははっきりとは、すみません、まだ協議しなくてはいけないので何とも言えませんが、やっぱりある程度の世代ごとの御意見を聞ければと考えております。

また、公表の方法に関しましては、ホームページだったりとか、あとは広報誌というものが、もちろんケーブルテレビもあろうかと思いますが、そういったところの文字放送だったりとか、そういったところでこういう回答が来ましたといったところを公表できればと思っております。

アンケートの内容は、またこちらで精査する必要があるかと思いますが、先ほど申し上げたような形で、ある程度大きな目的を示しながら、前回とは異なった取り方ができればと現在のところ考えているところでございます。

あと、その結果を踏まえるのかという点に関しましてでございますが、この点に関してはやっぱりどうしても全てを踏まえることはもちろん正直できませんので、例えば民間に力を借りなくてはできないこともございますし、じゃあ、果たして民間の方があの立地というところに進出するのかと、またこれだけ4,000人弱の人口規模の町に進出するのかといったところもございますので、全ての結果を踏まえることはもちろんできないといったところで考えております。もちろんそういったところに関しては、こういったアンケートの結果が上位にはきたけれども、こうこうこういう理由で、ここはどうしても実現が難しいといったところも公表する必要があるのかと思います。

また、最後に職員向けのアンケートも必要ではないかといったところも、おっしゃるとおり、職員というのはまたこれからの世代を担っていく若い人材が多くいますので、そういったところにもいろいろなアンケートのようなことをやるべきだろうと思いますし、またいろいろなよその自治体とか、そういったところの知見も広く持っているかと思っておりますので、そういったところはまた職員は職員でやる

必要はあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ありがとうございます。

アンケートの実施対象というのが世代別になるということで、総合計画が町民1,000人当たり各年代別125人ずつですか、そうするとちょうど1,000人になるみたいだったので、そういう形で今やられているんですか。だったと思います。もう終わりましたか。ちょうどそうなったと思います。その中で、総合計画は、あとは人口分布によってその比率を引き直すか、そういう形で意見の集約をまとめるという、調査結果を出すということでしたので、町長も多分そんな形になるのかな、幅広い意見を集約する部分においてはそういう形になっていくのかなと思います。

そのときに、ぜひお願いしたいのは、対象となった方は、そのアンケートの内容が当然目に届くわけですから、ただ、それが対象から漏れた方たちというのは当然そのアンケートがどういう形で行われているのか、どういう質問がされているのか、設問がされているのかというのが分からないと思いますので、ぜひこれも町民に向けてケーブルテレビ等を使って表に出していただきたいと。こういうアンケートを抽出した対象者に行っていますよと、そして漏れた方には内容をこういう形でアンケートを実施していますというふうに関示をしていただきたいなと思います。その中で、町民、取り残さず、意見がある方もおられるかも、当然対象にならなかった方からも意見を逆にいただくこともあるかと思いますので、ぜひそういう取組というのはしていただきたいなと思います。

もう1点は、最後のほうに民間事業者の話が出ましたので、以前のときも当然これは、公設というか、民間事業者を使って開発をされるという意見を町長はずっと言われていますので、アンケートの結果が出た後、どうでしょう、複数の民間業者にこういう施設をつくって、運営をしてくれないかという公募をかけて、開発に関してプレゼンみたいなものを実施するというのも、広く公平性もあっていいんじゃないかなと思うわけです。それが、そうすると利活用検討委員会の中でもいろいろと議論されるでしょうけれど。ただ、委員さんの中ではそこで決まったものが最終答申として出されて、それが本当によかったかと、後でいろいろな形になる可能性もありますので、それよりも町としてアンケートに基づいてこういうものをつくっていただきたいと、つくることによって民間業者さんが応札してくれるならば、それに向かってプレゼンしたり競争してもらうことによって開発に対して透明性もあるんじゃないかなと思いますので、そういうやり方も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まず、アンケートの内容をアンケートの対象とならない方にお示しするといったことは必要だと思います。こういった内容でアンケートを取らせていただきますといったところで、じゃあ、どういうふうな意見も言いたいけれども、意見の場がないということもあろうかと思いますので、例えばそういったところをパブリックコメントみたいな形でアンケートの対象者以外の方は、町のホームページにパブリックコメントを寄せるようなスペースをつくったりとか、そういったところもできるのかなと考えておりますので、対象となる人にはもちろん送付されますし、対象とならない方にはこういったアンケートを取らせていただいております、もし何か御意見がございましたら、こちらのほうまでお寄せくださいとか、そういったところも可能かと考えております。

また、多分最終的には、今おっしゃったような形で公募型のプロポーザルみたいな形になって、金額は大体これぐらいの金額で、こういうことを目的にして、この開発をやりたいと思うというところで事業者に投げて、その事業者が、だったらこの上限額ではここまでできますよとか、こういう民間事業者を引っ張ってこれることができますよとか、そういったところの提案をいただくというところは、多分そういう流れになっていくんだろうなとは思っておりますので、そういったプロセスとしてはある程度目的を示したような形でアンケートを取らせていただきながら、その意見を踏まえて結果を周知していく。周知していった中で、もちろん検討委員会とかも協議していただきながら、できるもの、できないものが多分出てくるかと思いますが、その中でまた民間事業者等に募って、公募型のプロポーザルを行いながら、その提案で一番よかったところを選んでいくという形の流れに大体大きな流れとしてはなるのかなと考えているところでございますので、そういったプロセスもしっかりと慎重に、また周知していければと考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） これで、佐藤毅議員の一般質問は終了いたします。

消毒をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 4番、井上でございます。

私たちの町、将来について、少しお尋ねしたいと思います。

私たちの町の宝は、景観であり、自然がもたらす恵みだと思います。その中で、後継者不足、人口減少、いろんな面から大事な農地という問題がなかなか管理でき

ない状態にあるんじゃないかなと思います。やはり日本の産業の基本である農業というのは非常に大事な部分だと思います。先達からいろいろ引き継いだこの土地をいかにして私たちが守れるのか、これは喫緊の課題になっていると思います。

それで、執行部にお尋ねしたいのは、私たちのこの南小国の町は将来どのようなになっているのか。それと、人口減少だとか、農家の担い手不足、その他いろいろ諸問題を抱えております。これは、かなり前から言われたことだと思います。その対策があれば教えていただきたいと思います。

その後、私どもから提案として、先達から長い歴史の間に培われたこの土地、農地をこの時代において減少させるということは、歴史への冒瀆とは言いませんけれど、何かしっかりここで守るべき私たちの責務があるんじゃないかなと思います。そのために、できれば官民と言わずに、全体で一体化した何か再生機構がつくれないうかなというのを常々考えております。そのあたりもいい意見で議論していきたいと思いますので、一つよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4 番議員の御質問にお答えします。

農業を取り巻く環境は、国内の少子化による人口減少、高齢化による担い手不足に加え、飼料や燃料、肥料等、資材の価格の高騰により厳しい状況にあります。そのような中、6 月議会において飼料・燃料費高騰対策補助金を予算計上し、御承認いただいたところです。

その後、政府与党が農家支援のための補助金制度創設の検討に入ったことが一部報道で報じられたため、予算の執行を見合わせておりましたが、国の補助金制度の概要が明らかになったことから、南小国町燃料費等高騰対策事業補助金として9 月1 日より補助金の受付を開始しております。

このような対策については、本町だけでは課題解決できるものではなく、県や国との連携を取り、対策を取っていかねば解決できるものではないと考えておりますが、そのほかにも本町の営農体系の整備を進める必要もあるかと思えます。

本町の営農体系としては、家族経営が主であり、本町の農業を支えているところです。しかし、横軸である家族経営による農業生産のみでは、担い手不足に対して対処できません。縦軸である組織、議員のおっしゃる農業再生機構、これは俗に言う農業公社と思われますが、そこへ展開することで家族経営のみでは対処できない担い手不足等諸問題の解消につながると考えます。

今後の農業を考える会では、南阿蘇村の農業公社、南阿蘇村農業みらい公社の活動について学ぶために先進地視察を計画しておりましたが、コロナの影響により、

まだ実施できていない状況です。コロナの状況を見て、視察を実施し、本町で公社を設立した場合の在り方も協議・検討していきたいと思います。

また、組織への展開としては、営農組合の法人化も期待されるところであり、現在、波居原営農組合が法人化に向けて話し合いを行っています。町としても担当職員を会議に派遣する人的支援や、国や県の機械購入に対する補助金の支援など、法人化への後押しを行っています。

横軸の家族経営も継続できるよう支援していきながら、縦軸である組織への展開も広げていけるよう支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。

全て答えが出てしまったんですけれど、先ほど営農という横軸に対して、やはり縦軸というのがどうしても必要かなと思います。最近、縦軸もしっかりしているんですけれど、実際この縦軸の実行部隊というのがないんです。それがなくて、ただ構想だけ、それと思っただけではどうしても手遅れになってしまうものですから、その実行部隊をいかにしてつくるのか、ここが早急に喫緊に今要求されているんじゃないかなと思います。

確かに国の政策もいろいろあります。でも、土地とか農業というのは、日本が農耕民族として発展した歴史の中で、常に縦軸というのは、当時の荘園制度であり幕府というのが管理して、営農者をしっかり守ってきたと思います。中の問題はいろいろありましたが、それが現代においては少し薄れてしまっているんじゃないか。国も一生懸命になってやっているのは分かります。でも、現実にもどうしてもそぐわない面が多いんじゃないかなと思います。

そこで、我々からそういう縦軸と横軸の関係をしっかり構築して、逆に国にこういう提案があるんだということを、まして農業なんていうのは地域差がありますので、北海道と九州とは環境が違いますし、いろいろ方法論が違います。だから、とにかく今大事なことは、縦軸をどのようにつくるのか。これができれば実行部隊を早急にやって、まず農地の管理をきちんとしていくということがどうしても大事な事かなと思います。そこに初めて営農という横軸が発展していくと思います。

先ほど言いましたように、確かに日本の農業というのは、近代においては一代制だったんです。ただ、それを法人化していくということは非常に大事だと思いますけれど、ただ法人がやればいいのかというだけの問題でもなくなると思います。そのあたりをどのように管理していくのか。これをぜひ決めていきたいと思ひますし、農林課長、いろいろ今度お考えがあると思ひますので、御答弁をいただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 貴重な御意見、ありがとうございます。

町長の答弁の中にもありましたけれども、まず南小国町では家族経営が主であるというところでありますけれども、議員のおっしゃる縦軸、法人とか、そういったところが非常に重要な部分になってくるかと思います。

これも町長の答弁の中にありましたが、今現在、波居原地区におきまして、これは十数年なかなか進んでは止まり、進んでは止まりと、地元の方々も大変御苦勞をいただいておりますけれども、これがようやく、今、実を結ぼうとしております。そういった中でも、担当職員、今は月に1回もしくは2回程度、波居原の公民館に出向いて、また県の職員の方、それからJAの担当の職員の方も行かれております。もちろん地元の方々も多数お見えになって、法人の内容の最終段階を今詰めている段階でございます。

それから、町長のこれも答弁にありましたけれども、国や県の補助金を活用しまして、できるだけ地元の方々の思いに全て沿っているかというとなかなか難しいんですけれども、今できる範囲の中で補助制度を活用して機械購入等を進めております。この中身につきましては、いろいろと御意見もいただいておりますので、今、国もしくは県の補助金をもらったときに、町の補助金が同時には使えない状況でございますので、今後、法人化を進めていくという町の姿勢を強く示す上には、このあたりはもう少し中身を精査して、地元の方が、今後、ほかの波居原地区以外のところでも法人化をやってみようという意欲のある方が出られる場合に、その後押しになるような補助金制度に中身を見直してまいりたいと思います。

それから、組織化するに当たりまして、今現在、南小国町の若者、もちろん若い世代の方も町内に戻ってきていただいて、就農していただいておりますので、そういった方々への補助制度もございますけれども、なかなかそれにも限界があるのではないかと考えておりまして、これは熊本県の農業公社が昨年から開催しているという熊本県新規就農支援センターが開催する就農・就業相談会、これが8月6日にございました。熊本城ホールでございましたので、本町の職員も出向きまして、また農業委員の方々数名にも参加いただきまして、実際に数名の方と相談が完了しております。今回相談会をしたことで、やはり南小国町としても足りない部分が幾つか問題というか、課題が見えてまいりましたので、そのあたりは、今後ほかの町村の相談会の仕組みとか、やり方とか、そういったものをいろいろと聞きながら、より一層相談会に来ていただけるような体制づくりも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） ありがとうございます。

前向きで本当に皆さん一体化して取り組んでいて、頑張っていることなんですけれど、この前、ある前市長さんが遊びに来られて、よく話すんです。縦軸と横軸という部分の話をしているんですけれど、横軸が民間であれば、縦軸がどうしても公的機関になってしまう。そうしますと、これは根本的に発想の違いというのか、構造的な違いがあるんです。といいますのは、横軸である民間は、仕事に就いた時点から就職でもあるんですけれど、ゼロで加算式なんです。仕事をやった結果によって、20年、30年になったときに何ポイントその人ができたかというのが民間の評価方式なんです。ところが、公的機関が全てそうとは言いませんけれど、公的機関はどうしても入庁したときから100点をいただくわけですから、いかに失敗をしないかという、基本的に減点方式で仕事をなさっていくという、これが全てとは言いませんけれど、そういう構造的なまだ仕組みがあるんじゃないかな。だから、ぜひ農業再生機構は、そのあたりを取り外して、お互いに加算式でできるような仕組みがつくれないのか。当然公務員として、公的機関としてやる人には減点式も大事なことですけれど、あるプロジェクトに対しては加算式で一体化して進むということで初めてものが進むんじゃないかなと思いますけれど、そのあたりいかがでございますか。最後の質問になります。答弁がなければ結構でございますけれど、そういう考えのもとに、ぜひ再生機構を進めていただきたいと思います。それもかなり荒れ地が増えておりますので、早急に立ち上げていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） すみません、今の議員の御質問に私が答弁になるのかどうか分かりませんが、民間と公的機関との考え方の違いというのは、今おっしゃったとおりかなと思っています。

農業を一から始めていただくためにいろいろとこちらも考えておまして、すみません、今の議員の答弁になるかどうか分かりませんが、新たにもう一つ考えておりますのが、起業型の地域おこし協力隊というのがございますけれども、この仕組みに農業を取り入れることができないかということで今進めております。これに話がいった発端は、先日、これは林業のほうなんですけれども、ほかの町村に視察に行きまして、林業関係でうまく好循環になっている地域がございましたので、まずは林業でその話が出たんですけれど、じゃあ、農業でもやってみよう。先ほどの答弁でも申し上げましたけれど、地元の若者が帰ってくるというのにもや

はり限界があるというところで、じゃあ、よそからどうやって就農につなげていくか、そういったときに起業型地域おこし協力隊が活用できるのではないかということで担当のほうで今計画を練っております。

考えますところが、3年後には新規就農のコーディネーターができるコーディネーターになっていただくというのが目標というところでしておりまして、先ほども申し上げましたけれど、新規就農相談会とかに行っても、結局それは私たち役場職員が行くことでありまして、お答えするのにも限度があるというところから、じゃあ、どういうふうにしたらいいかとなったときに、そうやって就農に携わってこられた方が自分の体験も話していただいて、より身近に感じていただけるのではないかといいところになりました。そのためには、新規就農コーディネーターに最終的になっていただくということで、令和5年の導入に向けまして、今年度中から準備を進めてまいらなければなりませんので、今、企画書を作成して進めているところであります。先ほども申しましたけれど、農業、それから、今、林業もそういった形で進めておりますので、今までにない形でありますけれども、新たな形で担い手の部分で活用していきたいと考えております。

すみません、答弁にならなくて、申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） これにて、井上議員の一般質問を終わります。

11時20分まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を引き続き行いたいと思います。

9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 9番、森永です。通告に基づきまして、2つ質問させていただきます。

まず、1点目は、観光関連産業の未来に向けた動きをということで質問させていただきます。

観光庁の令和5年度の予算概算要求を見ていますと、観光立国の復活に向けた施策の推進が上げられております。地方経済、雇用を支える観光立国の復活を図り、地方創生を進めるための取組を強力に推進するとの内容でした。地域の魅力向上と持続可能な観光地域づくり、観光産業の高付加価値化など様々な角度から観光産業を盛り上げるための事業がひもづいておりました。

本町に目をやりますと、町内生産額 2 3 1 億円に占める観光関連産業の割合は 4 % と本町の産業の中で最も高いウエイトを占めております。観光関連産業は、経済、雇用の大きな役割を担っているものの、現状、人手不足が深刻化しており、事業者さんによってはサービスの見直しや供給制限も起こっております。これは、企業の売上げや成長のみならず、町の税収等にも影響するものと考えます。一般的に観光関連産業は、生産性向上の伸びしろがある、効率化できることも多々あるとも言われておりますが、人が介在することでサービスが成り立つ部分が大きく、人材の確保は切り離すことができない重要な課題です。本町が抱えます少子高齢化、生産人口の減少といった人口問題を考慮しますと、将来は人手不足が一層深刻化するのではないかと思います。町としても未来を見据えた施策を用意する必要があると考えます。

そこで、以下 2 点について伺います。

まず、1 点目は、人手不足の今後の対策についてです。事業者さんごとの努力はもちろん重要ですし、既になさっていることと思いますが、町として全体的にスケールメリットを生かして動くことも必要だと考えます。現状の取組を含め、お尋ねいたします。

2 点目は、観光基本計画の策定についてです。町全体を観光地と捉える本町におきましては、取り組む内容は多岐にわたるかと思います。一過性の対応に終始するのではなく、将来を見据えた計画があることで、今年度は〇〇を強化するために〇〇をする、次年度はこれをする、と計画的に取り組む、関わる全ての人が見て分かる属人化しないものが必要だと考えます。長期的な視野で町内全体を見渡し、観光関係者等が共通の目的や役割を共有しながら観光基本計画の策定、推進に取り組むときに来ているかと考えます。

以上、2 点についてお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 9 番、森永議員の御質問にお答えをいたします。

町内の観光関連産業のみならず、商工業や農業、林業など、あらゆる産業で人手不足、人材不足は深刻な問題となってきました。人口減少、特に労働力人口の減少など、人材自体の不足に加え、年間を通してではなく、時期により必要とする働き手の数が違うといったそれぞれの産業や事業者特有の事情も人材確保を困難にしていると推測されます。ほかにも働き手や雇用する事業者それぞれが求める条件が異なるなど様々な課題もあるかと思います。

このような人材不足に関する様々な問題や課題に対応するため、昨年度より人材還流促進及びデータバンク構築・利活用事業を実施し、根本的な課題の特定及びそ

の対処方法を探り、制度を設計する中で本年度より仕事コンビニの仕組みを本格的に活用することとしており、仕事の調査、切り出し、トライアルの実施、本格運用に向け取り組んでいるところです。観光関連産業に特化したものではありませんが、この事業によって働き手と雇用する事業者の求める条件をすり合わせるなど、両者がマッチングして少しでも人材不足が解消できるよう効果的な取組を進めてまいります。

また、観光基本計画につきましては、町の総合計画を基本としながら、観光に関する全体の目的や方向性、取り組む施策、事業を行政、観光協会、民間事業者それぞれの取組も踏まえ、その内容を明確にし、全体で共有するためにも策定する必要があると感じております。今後、必要とされる施策、事業など、計画内容については、観光協会等関係機関と十分に協議・検討しながら、策定に向け取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 答弁、ありがとうございます。

まず、観光基本計画についてですけれども、最近では観光関係の補助金の要綱などを見ていまして、地域一体となった計画や取組が求められているものが多いなと感じています。もちろんこの質問をするに当たって、きっと関わるであろう観光協会さんにも話はしておりますが、もちろん一部の組織だけではなく、町全体として将来を見据えた全体的な計画が必要ということで、そのためには計画策定にももちろん協力をしますということでした。また、私の身近な方が観光協会におりますが、聞いたら、やはりほかの自治体さんでも既に何件か計画の策定なども着手したこともあるということで、そういうお手伝いもしていたということでしたので、ぜひ一緒に取り組めたらなという話もしておりました。ただ、あくまで町としての計画という話でした。観光協会が主体とかではなく、どこかの旅館組合が主体とかではなく、町としてのビジョンを策定したいという話でしたので、ぜひ一緒に取り組んでいただけたらと思っております。もちろん一朝一夕にすぐ出来上がるものではないかと思いますが、早めに始動するということが大切かと思うので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、人材確保に向けてですけれども、町長おっしゃったように、観光業のみならず、ほかの産業でも非常に深刻な人材不足というのは、人手不足、労働力不足というのは私も聞いております。現状、町とSMOさんと仕事コンビニというのを取り組まれているかと思いますが、この成果というのはいかがかなと思っております。もちろんまだ始動し始めて、ヒアリングの段階だったり説明会の段階だった

りではあるかと思いますが、私自身、事業者さんとお話をする機会がありますけれども、認知度が非常に低いなと感じております。もったいないなというのをとても思っています。初めての取組ですので、周知をもっと全体に見える化もしていただきたいですし、対象となる事業者さんへの周知は徹底していただけたらと思っております。

あと、もう1点、これは1点御提案になるんですけども、2020年12月の一般質問でも私も一度御提案差し上げた内容にはなりますけれども、都会で困窮されているひとり親世帯の方、特にシングルマザーの方を対象に仕事を含めた移住を呼びかけてはどうかと考えております。観光業は、女性も活躍しやすい産業です。宿泊施設であれば従業員寮もありますので、寝泊まりができる場所があります。温泉があれば清潔に過ごせます。賄いもあればおなかが減ったというひもじい思いもせずに済みます。

そして、何よりこの取組というのは、子供の貧困問題の解消につながると考えています。日本における子供の貧困は13%です。7人に1人が相対的貧困と言われております。医療・食事・学習・進学、この面で特に不利になると言われております。この4つの医療・食事・学習・進学という面に関して、本町では医療費も18歳まで無償化をしております。また、保育園から中学校までは町内産の野菜をふんだんに使った、おいしくて栄養バランスのいいお給食も提供いただいております。おなかいっぱい食べることができます。また、学習面でも少人数ゆえの目の行き届く教育環境にあります。これは、1人の保護者としても大変ありがたく感じているところです。今月号の広報でも発表されていましたが、全国学力学習状況調査の結果も県内でも高い数値でした。特に中学生は全国上位の自治体と同等の結果ということで発表されておりました。また、貧困層で特に不利になると言われているのが習いごとですが、本町であればきよら塾が小学校3年生から中学校3年生まで通うことができますし、わくわくクラブでは体育系・文化系と非常に充実した内容であります。それぞれに年間800円ずつで通うことができます。小国高校もあるので、進学の心配も少なく済みます。保育園から高校まで親もとで暮らすことができる。親は働ける。仕事がある。収入がある。子供は親と一緒に安心して暮らせる。勉強もできる。これは、南小国ならではの環境だと考えています。

ネックになるのは、きっと引っ越しの費用とか移動費など初期の費用かと考えます。そこで、例えばその費用を町が融資をする、貸出しをする、一部補助をするなど、そういった対応ができればどうかと考えております。南小国町として全国に働きかけるときではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ありがとうございます。貴重な御意見もあり、参考にさせていただきたい部分もあるかと思います。

まず、基本計画についてですけれども、議員がおっしゃるように、一朝一夕でできるものではございませんし、まずは関係者、観光協会、旅館組合それぞれの関係者を含め、いろんな御意見を伺いながら作成していかなければならないと思いますし、また町としての方向性を示すとともに、やはりそれぞれが担うべき役割とかいうものもうたっていくべきではないかなとも考えておりますので、多少お時間をいただきながら作成に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

また、仕事コンビニ、人材還流の人材確保についてですけれども、こちらも最初取組の中でいろいろ業者説明とか呼びかけを行いました、なかなか参加者が伸び悩んだということが実情ではございますし、現状まだ本格運用というのは年明けからというところで計画を進めておりますが、その中で現在トライアルという形で2社を実際トライアルで実施してみようということで事業を進めているところでございます。そういった実際お試しです中でこういったことができますとかいうところをまたお示しできれば、もう少し事業者の方にも御理解が進むかと思えます。また、広報周知にしてもまだまだ不十分な面がありますので、そういったところは取組んでまいりたいと思っています。

方向性としては、取りあえずなかなか移住定住というのは一朝一夕にまた進むものではございませんので、何度か町内もしくは小国郷内、通勤圏内で確保できる人材を確保するとともに、やはり長時間では無理だけれども、この短時間だったら仕事が可能なだけという部分があれば、その仕事を長時間ではなくて、ある程度短時間に切り分けられないかとかいうところを事業者と十分話をしながら、仕事の切り分けと、そこに対して可能な人材が配置できないかというところが仕事コンビニのメリットではないかなと思っておりますので、そういったメリットを十分生かしながら、事業がスムーズに実施できるように、また取組を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどの単身で子育てをされている方々の移住定住を進めてはどうかというところではございますけれども、こちらも呼びかけを行うとともに、やはり受入態勢というものも非常に必要となってくるかと思えます。まだまだ移住定住に私も関わらせていただいた中で移住定住というのを進めるというのは非常にハードルが高いなという部分は感じておりますし、しかしながら、これを進めていかなければ将来というものが、また人材確保、また人口の減少を食い止めるというところも非常に重要な問題でございますので、この課題に向けて一歩ずつではありますけれども、取組を進めていくとともに、やはり単身世帯もしくは子育て世帯が南小国町に

魅力を感じるような施策を、これはまちづくり課だけではなくて、各課にまたがったいろんな施策を充実させることによって魅力がさらに上がってくると思いますので、そういった連携を取りながら移住定住施策を進めていきたいと。その中で、やはり単身者向けのアピールができるような内容もこちらのほうで提示ができるような資料なり何なりをそろえて、移住定住のイベントとか、そういう相談会とかがありましたら、そういう機会に提示ができるような形で準備を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 御答弁、ありがとうございます。

先ほど課長がおっしゃった移住となると、やはり少しハードルを高く感じたりするのかなというのは私も感じているところです。ただ、町内であれば宿泊施設なんかは特に派遣の社員さんなども多くいらっしゃいますし、そういった一環としても一つ、派遣じゃないですけども、派遣に似たような仕組みとして何かあればどうかかなというのを今感じたところです。

また、私自身も実際に子育てをする中で子育て中の方々とお話をする中で、やはり学校の魅力というのは、移住というか、町を選ぶときの基準としてとても大きいと思っています。

前に、小学校のほうで市原小学校に娘が通っておりますけれども、そこで授業参観をしていただきまして、そのときに1年生のクラスであれば、子供は11名なんです。そこに対して、担任の先生と支援員の先生と2名で見てくださっているのでも、とても手厚く見ていただいて、子供をたくさん褒めてくださるんです。その様子を見た保護者の方は涙をされる方もいらっしゃるほど、とっても恵まれた環境だよねということで話をされていました。

また、コロナ禍においては、本人が体調が悪くなくても、どうしても休まなきゃいけないというときも出てくるが増えていますけれども、そういったときのフォロー態勢というのもしっかり手厚くされております。保護者の方からは、この学校ということの一つの売りに移住というのも訴えられるんじゃないのという、そういう話も出ているほどです。

なので、移住定住という今までの型にはまったものというよりも、南小国らしい形で何か進展ができたかなというのを考えております。その選択肢の一つとして、仕事コンビニという新しい働き方というのもあっていいのかなと私も感じております。特に私も旅館で仕事をしていたことがあるんですけども、旅館の仕事となるとやはり24時間体制です。それを全部まるっとお願いというよりも、仕事を細分

化して、ここのできるところを選んでねというやり方というのはとても新しいなと感じております。ぜひこれ結果を出すためにも積極的にまずは事業者さんに呼びかけをしていただきたいと思います。事業者さんの雇用、採用の選択肢の一つとなるように積極的な広報をお願いしたいところであります。

そして、すみません、話が前後しますけれども、先ほどひとり親世帯という話をしましたが、今、熊本県内のひとり親家庭は、2022年度、今年度で2万7,000世帯だそうです。2015年は2万2,000世帯でしたので、この7年で5,000世帯増えているというところですよ。やはりひとり親世帯だと、どうしても相対的な貧困層になりやすいというのがありますので、何か県内の2万7,000世帯の中で1人でも2人でも安心して学校に行ける、おなかいっぱい食べられるという子供たちが増えたらなと思っております。

南小国町が、今、世の中の問題の解消に解決をお手伝いできるときではないかと考えておりますので、ぜひ共に前向きに進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育長、お願いします。

○教育長（岩切昭宏君） 森永議員さんに褒めていただきまして、大変ありがとうございます。

町長さんが地域創生というところを打ち出しながら、まちづくりを進めていらっしゃるところで、教育の部分で地域創生に、特に人口減少に歯止めをかけるというところを教育の分野でどう進めていけばいいのかと、そう考えたときに、南小国のよさをシャワーのごとく子供たちに浴びせていく、これが南小国に将来、自分たちもしっかり貢献したいという気持ちや、南小国で働きたい、南小国のまちづくりに参加したいという、そういう子供たちを増やすことにつながるというところで、今、先生たち全員で取り組んでいるところです。

今度11月に研究発表会もありますけれども、将来の南小国町の担い手を育てるというのを研究テーマにしながら、仮説も立てながら研究を進めているところです。その一つに、先ほどの少人数の指導というか、これは南小国で今いろいろ統合しながら人数を各校で増やしていくような取組がありますが、今、熊本県でよく言われているその一つが、誰一人取り残さない教育、学習を保障するというのが一番の課題になっているところですが、やっぱり40人の子供たちがいる中で誰一人取り残さないというのはかなり大変なことでありますし、教員が不足しているという、そういう状況の中で、今、南小国の少人数で一人一人を大切にする、この教育は絶対に大事なことだと思うし、南小国がやはり誇れる部分でもあると思っているところ

です。

森永議員さんがおっしゃったように、教育の充実を図りながら、一人一人を大事にした教育を今後も進めていって、それがまた南小国の一つのアピールになれるように努めていきたいなと思っているところです。ありがとうございました。

○議長（平野昭夫君） ほかに答弁者はいないですね。

それでは、1問目の森永議員の質問はこれで終了させていただきます。

1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き、一般質問を行います。その前に森永一美議員が資料の配付とパネルの提示を求めていますので、許可をいたしました。

それでは、9番、森永一美議員、2番目について質問をしてください。

それでは、よろしくお願いします。

○9番（森永一美君） 9番、森永です。通告に基づきまして、2つ目の質問をさせていただきます。

認知症の早期発見に向けてということで質問させていただきます。

日本における高齢者65歳以上の認知症患者数は、2020年時点で602万人です。認知症の前段階とされる軽度認知機能障害、本日はこちらMC Iと通称させていただきます。このMC Iの方が400万人とも推計されております。2025年には認知症患者数だけで700万人前後に達し、高齢者の4人に1人は認知症もしくはMC Iになるだろうとも言われております。認知症は、誰もがなり得るものであり、とても身近な存在です。

厚生労働省でも令和元年に認知症対策を強化するための大綱を決定しております。その内容は、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指そうという共生、共に生きる共生と、認知症の発症を遅らせ、進行を穏やかにしようという予防の2軸からなります。予防は、あくまでも認知症にならないのではなく、認知症の発症を遅らせようという考え方です。

一部の原因によるものを除いて、認知症を完全に治す方法は今のところありませんが、お薬やリハビリ、適切なケアなどを行うことによって、進行を遅くしたり、症状を軽くしたりすることができると、様々な研究データにより示されています。進行を遅らせることができれば、御家族は病状が進行したときに備えられますし、

介護態勢の準備も進められます。御本人も穏やかに生活できるのではないかと思います。認知症予防、治療には早期発見、対応が有効的であるからこそ、このMC I の早期発見に注力してみてはいかがでしょうかと考えます。

皆様のお手元に今配付をいたしました同じ資料になります。御覧ください。こちらのパネルも同じなんですが、こちらは健常な状態から認知症への移行をシンプルにまとめたものになります。MC I というところは、健常な状態と認知症、認知症も軽度から中度、重度と移行していくわけですが、健常な状態と認知症と言われる状態の間にあるのがMC I とされる状態です。日常生活に困難を来す程度ではないものの、認知機能の低下が起きており、放置すると症状が進み、認知症へと移行してしまう可能性が高い状態です。

日本神経学会の研究データでは、MC I の状態から何もしなければ1年間で10%、5年間で40%の方が認知症を患うと言われております。また、その一方で、MC I の状態からですと、健常状態への回復も1年間で16%から41%の割合で見込めると示されております。回復する可能性が16%から41%あるというのが日本神経学会の公表されている数値になります。したがって、認知症の対策として、まずはMC I の早期発見に注力できればと考えます。

以上を踏まえて、2点について伺います。

まず、1点目は、高齢者向けにMC I のチェックシートの活用を導入してはどうでしょうかという質問です。早期発見に向けての一つの手段がチェックシートの活用だと考えます。高齢者といいますと、65歳です。現役でお仕事をされている方や体力もおありな元気な方も多いと思います。しかし、全国的なデータでは、60代後半、65歳から69歳の約3%の方は認知症と言われております。お体は元気でも、認知機能が低下していることも十分に考えられます。したがって、認知機能が気になる方だけではなく、全ての高齢者に対してチェックシートを活用してみてもいかがでしょうか。

そして、2点目は、認知症、特にMC I の周知の活動についてです。現在も町内で認知症に関する様々な広報、啓蒙活動を行っておられますが、早期発見、早期受診のためにもMC I についての啓蒙活動が一層できればと考えます。やはり大半の方は医療従事者でなく、一般の方だと思いますが、何かちょっといつもと違うなと思って、病院など必要な機関で診療してもらったときには、大概認知症が軽度から中度に進行していたりするそうです。中度が割りかし多いとも聞いていますので、移行した状態ではなく、移行する前、回復する可能性も十分に考えられる段階での早期発見を促すためにも啓蒙活動というのは必要かと考えております。例えば、MC I が疑われる代表的な症状ですとか、早期発見と対応が症状の改善につながるこ

と、予防の有効性などを広報やケーブルテレビ等も活用し、シンプルにお知らせすることにより、自覚のなかった方々が早期の相談や診断、治療へとつながるのではないかと考えます。

以上、2点、MC I の早期発見について答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 9 番議員の御質問にお答えをいたします。

認知症は、議員がおっしゃるとおり、早期発見、早期治療が有効でございます。高齢化等に伴う認知症の方の増加への対応が課題となっている中、病気が理解できる時点で何らかの対応をすることで、本人が将来のことをゆっくり考える時間を持つことができたり、介護認定等で本人を支援する体制を整えることができるのではないかと考えています。

まず、1 つ目の御質問の早期発見に向けて、高齢者向けに MC I チェックシートの活用でございますが、対象者の把握としては、本人や御家族、御近所の方、民生委員や社会福祉協議会などから情報提供をいただくことに加え、介護保険被保険者となる 65 歳到達時や後期高齢者医療制度に移行する 75 歳到達時の説明会での包括職員や保健師の面接を行っていくことを考えております。

現在、地域包括支援センターで町の認知症ケアパス（これは状態に応じたサービスの流れをまとめたもので、MC I チェックシートも含まれております）を作成予定でございますので、今後、各世帯への配付や、65・75 歳到達時の説明会の通知を送付する際に同封し、説明会参加者に提出していただき、結果の精査により、まずは介護予防教室等への参加を促していきたいと考えております。

続きまして、2 つ目の御質問、認知症、MC I の認知度を高める周知活動についてでございます。認知症への理解を深めるための周知や啓発は、本人とその家族の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにもとても重要だと考えており、先ほど申しました町の認知症ケアパスが出来ましたら、各世帯へ配布し、早期発見のために活用していただきたいと思っております。

また、現在、町で行っております認知症サポーター養成講座は、町の小学 5 年生、中学 1 年生にも行っておりますので、MC I チェックシートの話も盛り込みながら正しい知識を持っていただき、地域の高齢者の変化に気づき、早期に相談窓口へつながることを期待しております。

今後も関係機関と連携を深め、認知症の方が早期に適切な支援や医療につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 答弁いただき、ありがとうございます。また、本町担当課さん、また関係機関さん等々が非常に連携をして、深く考えていただいて取り組もうとされていることに深く感謝と敬意を申し上げます。ありがとうございます。

私のほうでこの質問をするに当たりまして、一番懸念したのが、コロナ禍で人となるべく会わない、また外にもあまり出ないという期間が長く続いたと思います。これによって、認知症というのはこれからますます増加するのではないかというのが非常に個人的にも懸念しているところであります。認知症は、御本人はもちろんですけれども、その御家族、御近所の方、御親戚の方等もやはり受け入れるのが難しかったりすると聞きますので、何かしら早期に発見ができて、少しでも進行を穏やかにすることができればなと考えております。

まず、質問に入りまして、チェックシートですけれども、大津町さんが既にここ数年間実施されていたということですので、お話を伺ってきましたので、参考までに述べさせていただきます。

大津町さんでは、65歳・70歳・75歳のお誕生日月を迎えられた方、全ての町民に対してチェックリストを郵送で送られているということでした。返信も各3世代ともに50%を超える高い返信率であるということでした。また、年代が高くなるにつれて、返信率も上がっておられました。返信いただいたものは全て目を通して、点数が気になる方にはフォローの電話を入れたり、訪問したり、体操や運動教室、もの忘れ相談等、必要な機関への紹介もされていました。中には、年間で数例とはおっしゃっていましたが、結構進行した状態の方もいらっしゃって、疾患医療センターなどにもつなぐこともあるとおっしゃっていました。

御担当の方に、チェックリストを導入されて、どうですか、よかったですかと尋ねてみましたら、話すきっかけ、接点を持つということができたのがとてもよかったとおっしゃっていました。やはり認知症というのは早期発見が重要であります、例えば疾患医療センターなども大津町さんでいうと、近くの大きい病院が予約をするのに2、3か月は待つということでした。これが、例えば御本人の体調が悪いかで一回キャンセルした場合は、最長6か月ぐらい待つことになりますので、少しでも早い段階で対象の方との接点を持てるというのは重要だなということでお話をいただいています。

また、大津町さんのことなんですけれども、町の広報でも毎年9月に認知症の特集というのを組んでおられました。今月号も表紙をめくって、すぐのところ、冒頭に6ページにわたって特集を組まれておりまして、柔らかい雰囲気の身近な表現で認知症について分かりやすく特集を組まれていました。なので、町全体に対して広

く周知をしつつ、対象となる方には積極的に接点づくりをされるという取組でした。

もちろん南小国町は職員さんの数も違いますし、状況も違いますので、南小国らしい手法というのものもあるかと思いますが、ぜひ参考までにしていただけたらと思っています。

認知症の社会的な費用というのが国内全体では14.5兆円とも言われています。非常に膨大な社会的コストですが、こういった施策を通して、対象者の方のほんの一部の方だけでも早期発見、治療につながることができれば、医療費、介護費の抑制効果もあると考えます。そして、何よりも早期の発見と治療は、御本人と御家族のより豊かな生活にもつながるものなので、認知症ケアパスの導入というのはお願いをしたいところです。ぜひよろしくお願いをします。

こういうのは本当にできることで、もしかしたら1人でも2人でも早期に分かることで健常な状態に戻る方がいらっしゃるかもしれないというところですので、取り組む価値と合理性というものはあるかと考えます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ここに関しまして、福祉課長、何かありましたら御答弁いただけたらと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

大津町でされておりますMC I チェックシートの配布とその後の流れも、南小国町でも認知症に特化して行っているわけではございませんけれども、同じような形での相談体制というのはやっているところでございます。

今、答弁にもありましたように、包括の職員が町にそぐったパンフレット、認知症ケアパスというパンフレットを現在作っております。大津町もそうですけれど、いろんな町村で作っているケアパスというパンフレットはありますけれども、やはり現場の職員が高齢者の方にお話を聞きますと、いろんな情報が入っていて分かりづらいと。今、議員さんがおっしゃったとおり、MC I チェックシートに特化したものを作るともっと確かに分かりやすいというものもありますけれども。ただ、認知症の場合は、早期発見というものだけではなくて、先ほど話にもありましたけれども、住民の方がどれだけ理解するかというところがもう一つの重要なところになりますので、町民の方が理解できるパンフレット、そしてMC I チェックシートの内容がきちんと入ったパンフレット、それを町民の方に町にそぐったものを作って、お配りをしたいと思っています。

確かに早期発見で早く分かれば、投薬治療、生活環境の改善などで病状の進行を遅らせるとか、そういうこともできますので、町長の答弁にありましたように、認知症サポーター養成講座等も小学生、中学生にも併せて行っております。今後も、

民生委員さんとか、役場職員とかも養成講座に出させていただいて、理解を深めていくという活動もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 答弁いただき、ありがとうございます。

私も包括の職員さんたちとお話しする機会もありますが、非常に南小国に根差したといいますか、とても深く人間関係まで御存じ、家族構成等も深く御存じの方々が活躍いただいていますので、ぜひケアパスというのも分かりやすい表現で、町全体が認知症に対して理解が少しでも深まって、思いやりがあるといいますか、南小国の方はとても思いやりがありますが、認知症に対して一歩進められたらなと思っています。認知症になっても、私ちょっと認知症だったんだよねと言えるぐらいの環境になるといいなと思っています。ぜひまたよろしく願いをしたいところです。

今月、9月は世界アルツハイマー月間でもあります。認知症になっても、ならなくとも、子供でも、御高齢の方でも、南小国町に住む全ての人がその人らしく、いきいきと暮らせる社会であることを願ひまして、私の一般質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（平野昭夫君） 答弁はいいですか。

以上で、森永一美議員の一般質問を終わります。

消毒をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

まずは、町主催のスマホ教室の開催ができないかということであります。

携帯各社の3Gサービスが相次いで終了し、4G、5Gへの移行が進められています。そんな中、高齢者を中心に、いわゆるガラケーという携帯の所持の町民も多数おり、今後、変更の手続や携帯電話の買換えなど店頭へ出向く必要があります。

しかし、交通弱者や高齢の方は、携帯ショップまで行くのにも大きな負担を強いられています。スマホの所有者も操作に慣れていない町民も多く、これからの町民サービスや災害情報の収集など日頃の生活には必要なツールになっております。そんな負担を軽減するためにも、携帯会社と連携して町民対象に出張店舗やスマホの使い方教室を開催できないか、お伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えいたします。

携帯電話、特にスマートフォンは、今や人々の生活において最も身近なツールに

なっており、新型コロナの影響により幅広い分野でオンラインによるサービスが加速する中、スマートフォンの普及率は年々増加の一途をたどっています。

このような情勢を踏まえ、町では先月から南小国町LINEの運用を開始し、行政情報の配信や災害時における防災情報をリアルタイムに町民に伝えることが可能なシステムを構築しております。

議員からの質問にありましたとおり、スマートフォンは今や日常生活に欠かせないツールであり、使用方法が分からないために行政情報等の取得ができないといった問題になるべく生じないようにしなければならないと考えております。

そのような問題の解消に向けて、行政としまして、特に高齢者を対象とした内容での町民向けサポートの必要性を感じています。具体的には、電話のかけ方やインターネットでの検索の仕方、南小国町LINEの受信設定や閲覧方法などです。現在、携帯ショップなどで実施しているマイナンバーカードのオンライン申請の方法やマイナポータルの活用方法をテーマとした内容の講習会よりも、さらに初歩的な内容で実施する必要があると考えております。サポートの方法としては、反復かつ継続的な方法での取組が必要となるため、他の市町村での実施状況を調査し、関係各局と協議を進めたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 大手携帯会社の中で、KDDIは既に今年の3月に3Gのサービスが終了しております。ソフトバンクにおいては2024年1月、NTTドコモに関しては2026年3月末をもって全て終了するというところで、昨年末のアンケートなんですが、65歳以上の方を対象にアンケートを取ったところ、4人に1人が3Gのサービスが終了するということを知らなかったと。また、知っている方も31%の方が自分の携帯が使えなくなるのか、使えるのか分からないという方がいたということで、うちの両親もガラケーなんですけれども、以前は、ガラケーは200ページ近い分厚い取扱説明書がありますので、その中で自分で調べればある程度分かるんですが、スマホは、中にヘルプ、自分でいろんな困ったところを入力すれば解決方法が出てくるんですが、そういった基本的な使い方も分からない高齢者の方もおられるということで、先ほど町長の答弁の中にありましたように、南小国町の行政サービスもメールから、8月から全てLINEの配信に変わって、非常にリアルタイムで情報が入ってくるようになりました。これは本当に町民の生活にとってはありがたいことなんですけれども、まだスマホを所有していない方は、文字放送なり、定時の放送を聞いて情報を知るといふ、町民に情報を発信するにしても時間差が生じているというところで、今後、スマホに切り替えていく方々が増えて

いくのではないかと思います。

その中で、昨年、大分県のある自治体では携帯会社と連携をして、町のほうでそういうスマホ教室を開いて、スマホの切替えの町民が増えた中で優先的に5Gの整備事業を周りの自治体よりも早くその整備が始まったという話を聞いております。また、郡内近隣の自治体にしても、自治体のほうでスマホ教室等を開いたという新聞記事も掲載されておりました。

先ほど質問の中でも言いましたけれども、やはり一番近い携帯ショップまでも車で約40分ほどかかります。あとは、大津にしても日田にしても玖珠にしてもやっぱり小1時間、今はあらかじめ予約をしていかないと、非常に待ち時間が長くて、それからまた携帯の切替え手続をするにも1時間、1時間半かかるという状況で、携帯のそういう手続にも高齢者の方々は非常に苦勞をされているという話を聞いております。

幸い私は息子がおりますので、分からない部分は息子が操作をしてくれるんですが、一人暮らしの方とか、そういう身近に操作を聞けない方々は、誰かに頼らざるを得ないと。その中で、個人的にいろいろ聞くよりも、町が先導して、先ほど言われましたように、スマホ教室なり相談会を開いていただければ、町民も気軽にそういった場を利用できるのではないかと考えます。

携帯大手3社ありますので、どこかの業者と単独でという部分は難しいかもしれませんが、どこか1社とまずそういう提携をして、ある程度実績が残れば、ほかの携帯会社も追随して、うちもと手を挙げていただける可能性も出てきますので、今後こういう行政サービスあたりをスマホ等を中心に発信をしていかれるのであれば、やはり町主導のそういった基本的なスマホの使い方なり、またはどこかの携帯会社をお願いをして、例えば庁舎内とか別館に出張の窓口をつくっていただくとか、そういった積極的な働きかけをしていただければなと思っております。

その中で、阿蘇のドコモショップは、定期的に、これは小国町ですけれども、小国町の飲食店を借りて、スマホ教室をされたりとか、スーパーで出張窓口をつくって、スマホの手続をされたりとか、そういった業務をされていますので、町が働きかければ難しい問題ではないのかなと考えます。

ただ、今後、どれだけ町民の中にスマホの切替えでそういう要望が上がってくるか分かりませんが、やはりそういう老人会あたりの会合等もありますので、そういった中でいろんな話を伺って、要望があるようであれば、まず動いてみるのはいかがでしょうかと思いますけれども、そのあたり何か考えがあればお伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

本当これからはそういったところでスマートフォンを利用して、行政情報のサービスのみならず、今やっているような商品券の発行だったりとかというものをデジタル化して、スマートフォンでその商品券が届くような形になるともっとスムーズになるでしょうし、またあと健康状態の管理だったりとかというのもウェアラブルなスマートウォッチなのかとか、いろいろなものが開発されておりますので、そういったところでアプリを活用して、日頃の健康状態というものを日常的に数値として見るができるようなI o Tと言われるような形でつなげていく意味においてもスマートフォンを普及させていくというのは私は必要だと認識しておりますので、先ほど申し上げましたけれども、近隣自治体がこういったやり方でやっているのかといったところも情報収集しながら、今後、町としての対応というものを考えたいと思います。

今日、たまたまソフトバンクの方とお話することもあったんですけども、包括連携協定みたいな感じのものを結ぶことによって、そういったことも可能になるというお話も伺っておりますし、例えばうちの町でやるには役場でやりますとかというやり方もあるんでしょうけれども、またそこまで来るのにタクシー券を使わなくてはいけないというデメリットもあったりするかと思いますので、例えばM a a Sみたいな感じで大津町とか車で事業者のほうが回って、そこでやっていくような感じのやり方もやられておりますので、うちの町に合ったやり方というものも考えていきたいと思います。いずれにしましても、そういったところの事業所というか、大手3社だったりとか、そういったところの情報だったりとか、ほかの自治体の情報というものをまず集めながら、今後こういったやり方ができるのかといったところを考えてまいりたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 町のL I N Eでの情報提供は、ケーブルテレビで定期的に設定の仕方なりを見ながら、言葉で説明しながら、あれはかなり効果があったと思います。そういったケーブルテレビを利用して、基本的な使い方をレクチャーするなり、あとは、一つは大きな考えなんですけど、大人のきよら塾ということも考えていただいていいのかなと。例えば、これはスマホだけに限らず、今、パソコンも小国郷にはパソコン教室というのがありません。退職された方は阿蘇市とかほかの近隣の町村に行かれて、パソコンの操作を学んで帰って来られるという話を退職された方から聞きましたけれども、今、中学生、高校生も非常に大人以上にそういうパソコン、タブレットの使用あたりはたけていますので、今、週2回、子供たちを対象に行われておりますが、例えば週に1回、大人のためのきよら塾を開催していただいて、そういうパソコンやスマホ、タブレットあたりの使い方の勉強会をするのも一つの

方法ではないかなと思います。今、子供たちの学習能力は非常に上がっておりますけれども、私たちから上の世代はほとんどそろばんで育ってきた世代ですので、あまりそういう今のようなパソコンやタブレット等に詳しい世代ではありませんので。ただ、退職された方が次の人生を歩まれるときに、特に私はそういうパソコンとかに関わるような仕事ではありませんでしたので、いざそういう文書を作るにしても文字を書くにしてもなかなか思うようにはかどらない状況がありますので、そういった部分で携帯に限らず、大人のためのパソコンだけじゃなくて、英会話教室でもいいと思いますけれども、そういった部分も考えていただけたらいいかなと思いますが、教育委員会として何かそういった考えをお持ちかどうかをお伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 貴重な御意見、ありがとうございます。

そうですね、実際のところで私の家でもそうなんですが、父親がスマートフォンに1、2年ほど前に変えたりしたところで、母親はタブレットを持っていたり、そういったところで分かりにくいというのはあるかと思います。やはりパソコンに関しても同様かとは思いますが、先ほども町長の答弁にもありました大手企業の説明会は必要かと思うところですが、私の父親が取扱いの説明会というか、ドコモさんのほうにお邪魔して受けたんですけど、よく分からないと。聞いても、2、3回行ったんですけど、やっぱり分からないといったところだったんです。実際のところが、私の娘たち、小学校とか中学校の長男に聞いたほうが分かったというか、すぐ身近に聞ける環境というのがあるのがいいのかなというのを私は今感じているところで、聞きやすい環境をつくるためにも、先ほど議員がおっしゃった継続的にやっていくということが大事なかと感じております。その上で、また地区の中でもそういうのもあったほうがいいのかと、身近な御近所の高校生、中学生とか、逆にそういった子たちにきよら塾のように講師になってもらいながら、聞きやすい環境、やはりどうしても毎日使ったほうがずっと覚えていくので、そういった環境を進めていけたらいいなと感じております。

答弁になっていないかもしれませんが、以上です。

○議長（平野昭夫君） まちづくり課長が補足でまたやりますので。

はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 先ほど井野議員からLINEの話も出ましたので、私からも答弁になるかどうか分かりませんが、情報発信のツールとしてメールからLINEに切り替えまして、数か月たちました。今、600人を超える登録者がおられます。その中で、やはりどう広報したらいいかというところで私どもも非常に頭を悩ませまして、広報誌にも載せましたし、井野議員がおっしゃったよう

にケーブルテレビでもお渡ししております。引き続き、この取組は続けていきたいと考えておりますが、スマートフォンの使い方についても、スマホ教室をするとともに、教室に来られない方を対象として、教室の一環として何か簡単な使い方、電話の取り方であるとか、かけ方であるとか、LINEの使い方であるとか、そういったところで、取りあえず一通りの使い方ができるような、何か情報発信ができればと考えておりますが、まだそれがすぐ形にできるかどうかは分かりませんが、教育委員会がそういったスマホ教室に向けての取組を進めるとともに、うちのほうもそういったケーブルテレビでの情報発信というところも併せて取り組んでいければと考えております。特にケーブルテレビで放送するとなるとなかなか制限というか、やれる内容というのは限られてきますので、より詳細な部分はそういった部分を活用しながらも、よろしければ、何がしか自主防災組織であるとか、自治会の会合があったときに、使える方が御高齢の方に教えていただくとか、特に自主防災組織では情報を得るためにということでLINEが今あるので、スマホをお持ちの方は、これに登録すれば防災情報とかお悔やみとかいろんな情報が町から来るので、登録してみてもいいですか、そのお手伝いをしますよという形で若い人たちに御尽力いただければ異世代間のコミュニティづくりにも貢献できるかと思うので、ぜひそういったところも自治会での取組の一つとして皆さんで取り組んでいただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、1番目の一般質問を終わります。2番目の一般質問に移りたいと思います。

それでは、井野和哉議員、2番目の一般質問をお願いします。

○3番（井野和哉君） では、続きまして、町の公共施設を今後どう維持をしていくのかという点について伺いたします。

町内には多数の公共施設があり、年間多額の維持費がかかっております。施設によっては、耐震基準を満たしていないものや、改修、補修が必要なものなど多くの課題を抱えている施設もあります。町としては5か年計画や長寿命化計画に基づいて施設の維持整備を行っていると思いますが、今後のことを考えると民間移譲や施設の整理など思い切った施策も必要ではないかと考えます。町として、今後どう施設の維持管理を行っていくのか、伺いたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

本町が所有します建築系公共施設は、令和4年3月時点で施設数70施設となっています。これは、平成26年4月に総務省が示した公共施設等総合管理計画の策

定等に関する指針をもとに、平成２９年度に公共施設総合管理計画を策定し、令和３年度に見直しを行ったものです。建築系公共施設のうち、大規模改修が必要とされる築３０年を経過した建物が３７棟、５割を占め、昭和５６年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の１３棟、約２割を占めるものとなっています。

今後、老朽化した施設の安全性や品質を保つためには大規模な改修や更新が必要となりますが、大きな費用負担となることが懸念されます。本町が所有する建築系公共施設全てに大規模改修を実施し、現状規模のまま建て替えた場合は、今後４０年間で２０２億円、年平均５億円の更新費用がかかる試算結果となっています。

今後の人口減少等による公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される中で現状規模の更新は現実的ではないと考えております。今後、公共施設総合管理計画及び公共施設個別計画を基本に施設ごとの劣化度調査も行いながら、用途が重複している施設、稼働率の低い施設などの統合整理を検討するなど、公共施設ごとに必要性の検証を行い、将来の更新費用削減に向けた取組が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、３番、井野和哉議員。

○３番（井野和哉君） 今、町長が言われたように、町内で７０か所の公共施設を抱えているということで、今、金額を聞いて驚いたんですが、現状を維持していくには年間５億円ずつぐらいはかかるだろうということで、これは非常に町の財政としても大きな負担になっていくことは間違いないと思います。それにも増して、今、建設課が抱えている町水道の今後の維持管理の問題であるとか、あとは町道とか、そういった部分の建設関係の維持管理もかなりの金額がかかっていくことが予想されます。

その中で、前回の定例会の際に町長が管理センターはいずれ解体の意向でということで話をされましたけれども、昨年の管理センターの水道光熱費、年間約１４３万円、大体月に１２万円ずつぐらいの水道光熱費がかかっております。今年度は利用を停止しておりますけれども、大体７万円から８万円ぐらいの水道光熱費がかかっているということで、お尋ねしたら、高圧と低圧の電気の契約をしている関係で非常に電気代がかさんでいるということで、これに附帯のマットのリースですとか清掃とかいろんな部分を含めれば、今利用を止めている中でもかなりの維持費がかかっているのではないかと思います。

話を聞くと、あれだけの大型の会議施設等が今のところないので、事情を説明して了承していただければ利用していただくという方向性みたいなんですけど、やはりこれだけ維持経費がかかるのであれば、管理センターの使用を一旦止めるということも一つは必要ではないのかなと。これ以上無駄な経費を使うより、一旦利用を止

めて、そういった部分の出費を抑えるということも必要ではないかと思えます。

今日の一般質問にもありましたように、J Aの跡地の利用がある程度固まって、管理センターを含めたような建物ができれば解体して更地にしてということも頭の中にあるのかもしれませんが、あれだけの建物、築43～44年たっております。その目的は十分達成したのではないかと思います。私も管理センターをいろいろ利用させていただきましたし、やはり人生の門出をあそこでスタートされた町民の方もおりますので、思い入れや思い出はかなりあると思えますけれども、出費のほうがかさんで、なかなか財政的に圧迫する部分があるのであれば、思い切ったそういった方法も必要になってくるのではないかと思います。

そして、学校施設あたりは、町長、教育長おっしゃったように、今の体制を維持していくということでもありますから、3校、中学校1校の4校ですね、これは今後も今のまま維持をされていくと思いますが、市原小学校の校舎が築52年近くたちます。今、鉄筋コンクリートの耐用年数は70年ということを総務課長から伺いましたが、かなり老朽化は否めないのかなと。耐震補強は済んでおりますので、そういった面は心配ないかと思いますが、経年劣化によって雨水が内部に染みこんで鉄筋が腐食をするという、ちょっと色が変わっているような部分も見受けられますし、阿蘇市内の学校では体育館のそういう外壁が剥がれたと、落下して、大事には至りませんでしたけれども、そういった問題も今後出てくるのではないかなと思えます。一番懸念しているのは、市原小学校の体育館ですけども、ここ2、3年、雨漏りが止まらないということで、管理センターがこういう状況で赤馬場地区の避難所として、きよらホールか市原小学校の体育館を避難所として設定しているわけですけども、常時バケツがフロアに10個ほど並んで雨漏りを受け止めているという状況で、これは子供たちの授業にも支障が出ますし、建設当初は県内でも有数の非常にすばらしい体育館ということで、今から20年ほど前になりますか、県民体育祭が阿蘇郡市で行われた際に、市原小学校の体育館はバレーボールの会場として利用されました。利用者からも非常に好評でしたし、県のバレーボール協会の方の話を聞くと、やはりこれだけの施設は県内でも珍しいと、県のリーグをもってきても十分活用できるようなすばらしい施設であるという話を聞きました。それが、ここ数年、非常にこちらも築20数年たっておりますけれども、やはり早急に改修が必要なのではないかなと感じております。確かにりんどうヶ丘小学校の校舎の本体や体育館の屋根の改修など教育委員会関係も非常に今改修に経費がかかっている時期でなかなか手がつけられない状況なのかなとは思いますが、ちょっと話はずれるんですが、私、先日、歯を痛めまして、歯医者に行ったら、抜歯したほうが良いということで抜歯をしたんですが、やはり施設の老朽化は虫歯と一緒に放って

おくとどんどんどんどん悪くなるばかりで、いずれは大きな痛手を被るような状況になるのではないかと。特に雨漏りはその時点で真下に落ちてくればいいんですが、骨材等を伝って流れ落ちてくると、その途中の鉄骨がさびたりとか、木材が腐食したりとか、例えば今すれば5,000万円で済む改修費が、2年、3年延びると7,000万円、8,000万円に増額になるということも十分考えられると思います。特に目に見える部分は目視でできるんですが、屋根裏とか、なかなかその内部まで調べるようなことはないと思いますので、今後、耐久化を考えるのであれば、早め早めに手を打っていただいて、早めの改修、そして長くもたせるということを考えていただきたいと思います。

特に町の財政も今のところは安定していきまして、基金もかなり積立てがあると思いますので、これから先のために取っておくのも大事ですけども、今、投入すべき部分にその基金を充てるのも大事なことじゃないかなと思います。補助金とかいろんな部分を探しながらの改修計画かもしれませんが、自力でできる部分は、今は無理しても、それが5年後、10年後に今まで以上の長寿命化につながるのであれば、やるべき効果は十分出てくると思いますので、そのあたりの見極めを早めにしていただいて、施設の長寿命化、そして利用される方が本当に気持ちよく利用されるような施設の整備を行っていただきたいと思いますので、先ほど町長が言われたように、重複するような部分はまとめていって、コンパクトにしていくなりして、少しでも無駄な経費を抑えていくと、そしてほかのところにその部分のお金を回していくような、そういう方策をお願いしたいと思いますけれども、管理センターは今の状況でしばらくはもっていくのか。そして、小学校の体育館、これは来年度、再来年度じゃなくて、今年度中にその状況を確認してもらって、ある程度どのくらいの金額がかかるのか、来年度の予算じゃなくて、今年度中に補正でもして、今後の災害のためにも早めに対応していただきたいと思いますので、そのあたりをどうお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

管理センターに関しましては、やはり耐震強度がないということもございまして、私としてもできれば早めに解体というところで考えたほうがいいんじゃないかと思っております。どうしても今後、JAの跡地とか、そういったところが再開発になったときは、また今とめてある駐車場というのもなくってしまうものですから、そういったときのためにもそこにとめられるようなスペースを確保していくという意味においても、そちらのほうがいいのかなと考えているところでございます。

あと、小学校等の体育館だったりとか校舎というところも結構そうやって傷んで

いるところが正直ございますので、こちらでまたどれだけひどいのかという調査も行いながら、優先順位をつけたりとかにはなるのかもしれませんが、そのあたりは協議させていただきながら対応を取らせていただきたいと思います。以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） ありがとうございます。非常に前向きな答弁で安心しました。

先ほども言いましたように、無駄な出費を抑えて、そして有効な予算の使い方、お金の使い方を今後考えていっていただきたいと思いますので、先ほど町長が言われたように、あまり利用がないような施設は、整理をするなり、または民間にそういう希望があれば移譲して利用していただくとか、そういった形をとりながら、町民の利便性を欠くようなことがあってはいけませんけれども、将来的に経費のそういう出費の負担が増していかないような公共施設の在り方、これは今後またいろんなJ Aの跡地の利用法等も出てくるかと思いますが、そういったところで町民の利用が増えれば、またその分施設も充実していくと思いますし、利用が少なくて、なかなか風が入れ替わらない、空気が入れ替わらなかったりすれば老朽化も早くなっていくと思います。常時使っていれば早めに不備が分かると思いますけれども、めったに使わなくて利用すれば、こんなもんかなと感じて、例えば多少ドアの動きが悪かったりとか、そういった部分も気づかないまま老朽化が進んでいく可能性もありますので、公共施設の利便性、回転率を上げながら、そして少しでも施設が長続きするように、今後また計画的に施設の維持管理をお願いしたいと思います。これは、各課もそれぞれいろんな施設を備えていると思いますので、小まめなそういう点検等を行って、小さなうちにそういった整備をしていただきたいと思います。

そして、最後の質問は役場の庁舎なんですが、今年度改修費ということで500万円ずつの基金を積み立てていくということで伺いました。役場の庁舎の水道光熱費が年間約500万円かかっております。先だって、総務課長に確認したところ、庁舎の屋根はソーラーパネルを載せるような設計ではないと。別館のほうはそういうソーラーパネルを載せても対応できるような設計になっているという話を伺いましたけれども、年間500万円、10年間で5,000万円ですね。であれば、例えば電気代のある部分でも、ソーラーパネルを庁舎の屋根に載せて、少しでもそういった経費を抑えていく。今、非常に再生可能エネルギーに興味を皆さん持っておりますので、例えば町のそういう施設に電気代を少しでも軽減するためにソーラーパネルを設置するとか、そういった部分も必要になってくるのではないかと、そういった部分の設備を進めていくのも、また経費削減の一つになっていくのではないかと考えますけれども、そういったお考え、計画があるのか、お伺いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 先ほどお話があったとおり、この庁舎に関しては特段今のところ当初から載せる予定ではなかったものですから、どれぐらいの負荷がかかってとか、そういったところはどうしても建築業者じゃないと分からないという部分もございまして、そういったところは一回確認をさせていただきながら、ここはもちろん日当たりもいいですし、そういった意味でも太陽光というのが一番適切なのかなとは思いますが、また仮に今後、自然災害の大規模化、激甚化というところを考えると、そういった蓄電のシステムだったりとかというののももしかしたら必要になってくるのかもしれません。そういったところは建築業者だったりとか関係の業者、そういったところから情報を集めながら、何かできることがあればまた議会にも御相談させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

それでは、井野和哉議員の一般質問を終わります。

2時20分まで休憩といたします。

—————○—————

休憩 午後2時04分

再開 午後2時20分

—————○—————

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き、一般質問を行います。

8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 8番議員、穴井でございます。通告に基づきましての一般質問をさせていただきます。

町有林の管理的方向性ということと、町有林の森林整備の取組はということでお尋ねをしたいと思います。

去る7月12日の臨時議会におきまして第57号議案の町有財産の売払いについての議案が提出され、採決により賛成、承認されました。金額的なことだけでなく、ほかにも問題点を多少含んでいるかなという思いがしましたので、この一般質問に上げさせていただきました。

町の財産としての町有林、約254ヘクタール、町有林の財産の管理的方向性は売り払うことも前提に含めましてどのようにお考えをされているのか、お聞きしたいと思います。

それから、町有林の役割を考えたときに、資産価値だけのことでなく、山林とし

ての利用価値をどうこうされるのは町有林を所有している南小国町の一つの特権ではなかろうかと思うわけでございます。林業の改革を先導するのも町有林、すなわち南小国町であろうかと思しますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 8 番議員の御質問にお答えいたします。

本町の所有する山林のほとんどが生産性のある杉、ヒノキ林となり、全体の約 9 割を占めている状況で、その大半が適正伐期齢を迎えており、計画的な森林の更新が必要となっているところです。

現在、国が地域の目指すべき森林資源の姿とした森林整備の基本方針は、森林の有する機能ごとにその機能発揮の上から望ましい森林資源とするものとなっており、主な機能として、水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能、木材等生産機能、快適環境形成機能など多岐にわたるもので、気候変動に伴い多発する自然災害への対策、地球温暖化の要因となっている温室効果ガスを吸収する吸収源として森林の整備が求められているところです。

南小国町全体の林野面積は 9, 2 8 9 ヘクタールで、町の総面積の約 8 0 % を占めています。その中で直接町が管理する直営林は約 2 5 4 ヘクタールで、林野面積の約 3 % を占めるものとなります。この基本方針を踏まえ、町有林を従来の町の財源のみの管理から、水源涵養機能、山地災害防止機能、土壌保全機能、快適環境形成機能をさらに高める森林と分別し、傾斜が緩やかで地質が安定しており、林道からの距離が近く、生産力の高い森林については、木材生産機能を高める森林として整備していく必要があると考えます。

また、町と地元で分収契約している部分林、約 4 8 4 ヘクタールについても、林業担い手の減少、高齢化、所有者不明などにより、森林整備の遅れと全伐後の町への返還による町有林の管理面積の増加も懸念されます。広大な町有林を有する本町においては、前述しました森林資源としての機能を目指した整備には相応の予算が見込まれます。全てを整備するには時間も予算も必要となり、町単独では限界もありますので、森林経営に意欲のある森林所有者を含め、町民の方々と協力して、町全体の森林整備のモデルとなるように地域の実情を踏まえた森林整備に取り組む必要があると考えます。

このため、今年 7 月臨時議会に上程した議案につきましても、令和 2 年 7 月豪雨により土砂の流出被害が発生した森林を翌年度に全伐し、水源涵養機能や山地災害防止機能を高める目的で広葉樹の植林を行い、森林経営に意欲のある隣接森林所有者への売払いをしたものです。

今後の町有林の森林整備につきましては、令和2年4月に策定した南小国町森林整備計画に掲げています基本的な事項を踏まえながら、町民の皆様及び関係各所との連携を図り、本町の有効資源が活用できるよう取り組んでまいります。また、公用もしくは公共用に利用する予定がなく、特に保有、運用の必要がないと認められる場合は、隣接する森林所有者等への売払いも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 大変ありがとうございました。非常に林業に関する詳しいことを御答弁くださいます。誠にありがとうございます。

今回問題視しているのは、先ほど最後に町長が答弁いたしました深久保の山林の件についてということが主なんですけれど、これの売払いをしたというのは一つの条例と一つの要綱があつての決断だったろうと感じております。

一つの条例というのは、財産の取得又は処分に関する条例でございます。第3条の規定により、土地面積が5,000平米、5反以上の土地であれば議会の採決を必要とするということがうたわれております。当然、深久保の場合は1万8,900平米でございますので、これは完全に議会での議決が必要であるという流れでございます。

売払いに必要な理由といたしましては、7月12日の臨時議会においても説明を受けました。将来にわたり公用、公共用に利用する予定がなく、特に保有、運用の必要がないと認められた町有財産であれば売払いは可能、先ほど町長が発言したとおりでございますが、臨時議会に上げられたということが私としては問題視かなということで、例えば本会議の9月の定例議会にどうして上げられなかったのかと。今回の定例議会に上げれば、深久保の直営林に行つて確認等もできたんじゃないかなろうかという議員さんもいるかと思うわけです。現場を確認すれば、どうしても臨時議会においても今回の定例議会においてもいろいろな問題視される点が議員さんから発言があつたんじゃないかなろうかと思います。これは、私の個人的な意見として思っているわけでございますので、今後こういった議案的なものが発生した場合で議決的な余裕があれば、本会議の定例会に議案を上げてほしいと私としては感じているわけでございます。

それから、経済建設常任委員会委員といたしましては、ちょうど現地視察ということで伐採の現場を見ております。町有林全体を考えてみますと、件数的なもの、箇所的なものも非常に多いわけですから、委員会が今確認しているのは全体の30%ほどの確認ができていますわけでありまして、全体的に考えますと、町長も言っておりましたけれど、売払い処分を考えなければいけない山林はかなり多いよ

うな感じがいたしております。

もう一つの要綱ということに入りますけれど、南小国町普通財産処分等事務取扱要綱というのがあるわけでございますけれど、今回の物件に関しましては、それも5,000平米ということで売払いに関してうたわれている要件の中で売っているので間違いないということでございますが、最終的な判断的なものは町長がするんでしょうけれど、町有財産においては評価員さんのないというのが今実情でございますので、入会原野あたりの評価員さん、固定資産税あたりの評価員さんというのはちゃんといらっしゃるわけでございますので、町有財産を売り払うときにも町有財産評価員という仮名をつけますけれど、そういった人が必要ではなからうかと思うわけです。その評価員さんによって、アドバイスのもの、判断の基準的なものをいただいて、最終的に町長が判断するという形をとるほうがいいんじゃないかなと思いますけれど、その点についてお伺いをしたいなと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） すみません、この契約につきましては、7月の臨時議会に上程して承認していただいたわけでございますけれども、実際この買主の方との契約は6月の定例議会が終わった後に契約をしましたので、本来であれば9月に上程予定だったんですけれども、7月に臨時議会がございましたので、7月の臨時議会に上程させていただいたわけでございます。

それと、普通財産の評価員の設置ということでございますけれども、今回の処分については、南小国町普通財産処分等事務取扱要綱に定めてある評価の方法でやったわけでございますけれども、普通財産を処分するのに評価員が必要ということであれば私たちも今後どうするかというのを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） できれば評価員さんも必要な状況も出てくるかと思うので、御検討のほどよろしくお願いしたいなと思います。

町有林、先ほど売り払うような状況もあるし、売り払うときには近隣の隣接者の山主さんあたり、また認証業者さんをお願いをしているという、これも非常にいい形的なものであると思いますけれど、そういった物件が出たときには、一つの方法として、考え方として、山林に少しでも関心のある方、また山林を育てたいと思っている方を優先的に、それから町外からの移住者の人にも山を育ててみたいという人も中にはいるんじゃないかなと思いますので、そういった人たちを優先的に売買譲渡するようなことも非常に大事なことでなかろうかと思うわけでございます。こういう人たちがほど熱心に山の手入れ、森林整備をする。できることなら、

若い人たちに山主さんになっていただいて、森林整備をしていくといったことも非常に大事なことでなかろうかと思いますので、その点もよろしくお願いをしたいなと思います。

それから、森林整備のことで令和４年度の予算におきまして南小国町森林資源解析業務委託というのが上げられておりました。先だってから回覧板によって町民に周知するようなパンフレットを用意して、回覧板として回っておりましたが、航空レーザによる解析システムの活用で森林資源の実態の解析を図ると、そして今後の林業、森林管理に役立てるための調査であるということがうたわれております。どのくらいの解析ができるのか。多少心配的なものもありますけれど、最終的な結果が全部の山主さんに分かるように解析されることを非常に願うわけでございますが、このことについて今後の事業の取組方はどのような形で進んでいくのかということをお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

先日、９月の広報発送時に回覧ということで「令和４年度南小国町森林資源解析業務委託森林現地調査について」ということでＡ４、１枚紙を各戸ではなく、回覧で回させていただきます。お目を通していただいた議員の皆様もいらっしゃるかも分かりません。

その内容といたしましては、本年の当初予算で御承認いただきました森林解析業務委託を８月の当初にプロポーザル方式によりまして業者を選定いたしまして、業務委託の契約に至っております。現在は現地調査に入る前段階ということで、今、周知をいたしております。

業務内容といたしましては、航空レーザ、これは令和２年度に林野庁が行いました森林域における航空レーザ測量業務のデータがございますので、このデータを利用いたしまして、南小国町町内の森林の解析を行うものとなっております。

そのためには、実際にはレーザ計測のデータはもちろんですけれども、数十箇所現地に出向いて、調査員が実際の計測データと現地の差がないかというか、どれだけ実際合っているかということで現地調査も行うようにしております。そのために、事前に山主の方々に御迷惑がかからないようにということで、現地調査員が作業服やヘルメット、腕章を着用して、樹木用の計測機器を使用して、森林内の樹木の高さや胸高直径などの測定を行いますということで周知をさせていただいたところであります。

最終的には、この森林のレーザ計測データによりまして、今はデータの解析というのも非常に進んでおりまして、上から投影したデータによりまして、樹高ですと

か、それから樹種、そういったものまでが解析できるというものになっております。最終的には、今回計測データを用いまして、町の森林資源の実態を解析し、今後の林業や森林の管理、どこにどう林道を入れるとか、作業道を入れるとか、そういった部分にも非常に役立つものとなっておりますので、今後この調査結果をもとに、森林組合とも密に話をしておりますので、森林組合がまたこのデータを活用できるように今進めておりますので、結果を活用して、森林組合にもぜひどんどん活用していただきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） 補足説明はありませんね。

穴井千秋議員の3回目の質問を終わりましたので、これで終了いたしたいと思いますが、何か補足説明があるなら執行部からしていただきたいと思います。ないですか。建設課はないですか。

ありませんので、これで穴井千秋議員の一般質問を終わりたいと思います。

次にいきます。その前に、ケーブルの撤去をお願いいたします。しばらく時間をいただきます。

それでは、議案に入ります。

—————○—————

日程第4 議案第60号 南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 議案第60号、南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第60号、南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定について、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第60号、南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定について。

南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例を別紙のように定める。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。認可地縁団体名で登記している不動産の所有権移転登記をする場合は、不動産登記令第16条、不動産登記規則第48条の規定による印鑑証明書の添付が必要となり、その発行に新規条例制定が必要なため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例。

第1条に目的、そして第2条に登録資格、第3条に登録申請の方法、第4条に登録数、印鑑の数をうたっております。

第5条、登録申請の不受理として登録できない印鑑が記載してあります。

第6条、登録申請の確認及び印鑑の登録、登録の申請に当たって地縁団体登録台帳の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書面に記載されている事項について確認と印鑑の登録方法が記載してあります。そして、第2項に確認を行った際に登録する登録内容を記載しております。

第7条に証明書の交付申請ということで、印鑑登録の証明を受ける者については、町長に申請して、第2項には印鑑登録証明書交付申請書に登録を受けている印鑑を押して、自ら申請するということがうたっております。

第8条が証明書の交付、第9条が証明の内容としまして内容を記載してあります。

第10条が申請の不受理として申請が受け付けられない内容を記載しております。

あと、第11条、第12条とあつて、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条と記載しております。

認可地縁団体等が保有する資産の処分の際に団体の印鑑証明が必要となることから、印鑑登録から証明書交付までの整備をしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 南小国町議会では、新規条例は、委員会に付託をして、審議をしてという形であったかと思いますが、これは直接この本会議で承認を諮るということなんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、4番、議会運営委員長、井上則臣議員。

○議会運営委員長（井上則臣君） 議会運営委員長の井上でございます。

おっしゃるとおりでございますけれど、先日の議会運営委員会にかけまして、それを審議した結果、直接本会議にて判断するということで決定しております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） ということでございます。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君）　すみません、1年議員で申し訳ないんですが、今後も新規条例は議運で諮って、委員会付託が必要なければ全てこちらの本会議で審議、承認を進めていく方針を町議会としてはとっていくという考えでよろしいのでしょうか。2つ常任委員会がありますけれども、やはり議会としては今までの流れに則って、丁寧な説明をいただいて、本会議で報告をいただいて、承認をするというのが一番いい形ではないかと思えますけれども、今回が例外なのか、今後そういう状況があれば全て議運で判断をして決定していくという形で進めていくのか、そちらを確認したいと思えます。

○議長（平野昭夫君）　はい、4番、井上則臣議運長。

○議会運営委員長（井上則臣君）　ごもっともでございます。案件として全てがそういう議運で上程するというものではございません。委員会付託が当然でございますので、これはあくまでも委員会で審議した結果、多数決で決定しております。できれば上程のほうが一番いいかと思えますけれど、必要がない場合のみ委員会において決定しております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君）　以上です。

質疑はほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君）　質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君）　討論はないようですので、これより採決に移りたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君）　異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第60号、南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君）　起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第5　議案第61号　南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第5、議案第61号、南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第61号、南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第61号、南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のように定める。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の適用範囲拡大に伴い、本町も選挙公営制度を導入するに当たり、公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき条例で定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

第1条、趣旨でございます。この条例は、南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における候補者の選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条でございます。選挙運動用自動車の使用の公営。候補者は、6万4,500円に投票日前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補に係る供託物が規定により南小国町に帰属することとならない場合に限るということで、今回から町議会議員の選挙にも供託金が必要となりますので、この供託金が没収にならない場合は公費で車を無料で使用することができるということになっております。

第3条、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出ということで、前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（これはタクシーとかハイヤーとかの事業を行っている人たちでございます）とその間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、それを選挙管理委員会に提出するものでございます。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続といたしまして、次

のページで当該一般乗用旅客自動車運送事業者に直接支払いをするということになっております。

第1号といたしまして、タクシーやハイヤーを選挙運動用自動車として使用された日について6万4,500円を限度として支払うこととするというものでございます。

第2号としましては、当該契約が一般運送契約以外の契約である場合というのがレンタルとか個人、会社で契約している場合には選挙運動用自動車として使用された日に支払うべき金額が1万5,800円を限度として支払うことができるというものでございます。

イといたしまして、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合でございますけれども、当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金、1日当たり7,560円を当該候補者からの申請に基づき支払うものとするというものでございます。

続きまして、ウでございますけれども、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合につきましては、選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に支払うべき報酬の額、1日、1万2,500円を限度として支払うということでございます。

第5条として、選挙運動用自動車の使用の契約の指定ということで同条第1号、第2号に定める契約をいずれも締結された場合は、候補者の指定する片方を適用するというものでございます。

第6条が選挙運動用ビラの作成の公営でございます。候補者は、1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができるというものでございます。

第7条が選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出、前条の規定でございます。前条の規定の適用を受けようとする者は、選挙運動用のビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を選挙管理運営委員会に届け出なければならないと。

第8条といたしまして、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び手続でございます。選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価は、7円51銭に当該選挙運動用ビラの作成枚数、ビラの枚数でございますけれども、議員の方々につきましては1,600枚、町長につきましては5,000枚となっておりますので、7円51銭を掛けた金額になっております。

第9条でございます。選挙運動用ポスターの作成の公営でございます。1枚当たりの作成単価の限度額に選挙運動用ポスターの作成枚数（作成枚数は町内の掲示場の数48枚でございます）を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料

で作成することができる。

第10条で選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出ということで、前条の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者と有償契約をして、その旨を選挙管理委員会に届け出るということになっております。

第11条に選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続でございますけれども、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価525円6銭に当該選挙運動用ポスター掲示場の数48を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除した金額が対象となります。当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、作成を業とするものに対して直接選挙管理委員会から支払うものとなっております。

附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行する。適用区分として、この条例の規定は、この条例の公布の日以後、その期日を告示される選挙について適用するということでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） 本案の質疑を行います。質疑はありますか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第61号、南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（平野昭夫君） 日程第6、議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

提案理由。国家公務員の措置に準じ、育児等と仕事の両立を支援することを目的として、育児休業の取得に係る要件や育児参加のための休暇の対象期間等について所要の改正を行うため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。改め文です。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年南小国町条例第9号）の一部を次のように改正する。

ということで、3枚めくっていただきますと、新旧対照表がございます。この新旧対照表で説明しても非常に分かりづらいので、新旧対照表でなくて、こちらで改正内容を申し上げます。

まず、第2条第3号（ア）の改正でございます。これは、会計年度任用職員の子の出生後57日間以内の育児休業の取得条件を緩和するものでございます。取得条件の一つとして、子の出生の日から1歳6か月までの間に任期が満了し、再度の任用をしないことが明らかである場合には育児休業を取得できませんでしたが、子の出生の日から57日以内に育児休業を取得しようとする場合には子の出生の日から57日間と6か月が経過する日までの間に任期が満了し、再度の任用をしないことが明らかである場合とすることにより、残任期間の条件を緩和するものでございます。

次に、第2条の3及び第2条の4の改正でございます。これで、会計年度任用職員の子の1歳到達日以降の育児休業の取得を柔軟化するものでございます。育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、1歳以上、1歳6か月未満の期間における育児休業の開始日は1歳到達日の翌日に限られていましたが、配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日とすることにより、1歳到達日以降も柔軟に配偶者と育児休業の交代を可能とするものでございます。

第3条5の削除でございます。育児休業等計画書を廃止するというので、育児

休業法の改正により、原則２回まで育児休業を取得することができるようになるため、あらかじめ計画を申し出る必要がなくなったため、廃止するものでございます。

第３条第７号の改正でございますけれども、これは３度目以降の育児休業の取得に係る特別の事情に任期の更新があった場合の規定を整備するものでございます。

３度目以降の育児休業の取得には特別の事情に該当する必要がある、その特別の事情に任期の末日と育児休業期間の末日が同じ場合であって、その任期が更新されたことに伴い、任期の翌日から再度の育児休業を取得しようとする場合を追加し、任期更新後も育児休業の取得を可能とするものでございます。

新旧対照表の前のページをお開きください。附則でございます。この条例は、令和４年１０月１日から施行する。経過措置といたしまして、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第３条（第５号に係る部分に限る。）及び第１０条（第６号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、９番、森永一美議員。

○９番（森永一美君） １点、お尋ねをいたします。現状、育児休暇を取得されている職員さん、男女別で取得されている人数が分かれば教えていただきたいのと、今後、育児休暇の取得率、男性、女性ともに目標を何％と上げていらっしゃるのであれば教えていただきたいです。お願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 育児休暇中の職員は今２人で育児休暇だったんですけども、次の子供さんの出産に当たって産前産後休暇を取っている職員が２名おります。

今後の目標でございますけれども、目標数値等は設定しておりませんけれども、育児休業の取扱いについては、男性・女性職員に対して積極的に推進するということになっておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、９番、森永一美議員。

○９番（森永一美君） ありがとうございます。

育児休暇に関しましては、女性の職員さんはほぼ高い確率で取得をされているかと思っておりますけれども、ぜひ男性の職員さんの取得率も高めていただけたらと思っております。１００％になったらいいなと思っております。最長で取るわけではなくて、１週間だけでもまずは全職員さんが取っていけるような体制づくりをしていたらなと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。

はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 配偶者が出産した場合については、ぜひ本人も育児休暇を取るように指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

本日は、これにて延会といたします。

—————○—————

延会 午後3時19分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 9 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

第 3 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 9 月 14 日（水）開会

（ 第 2 号 ）

南 小 国 町 議 会

令和4年第3回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和4年9月14日

於 議 場

1. 議事日程

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第63号 令和3年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第3 議案第64号 令和3年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第4 議案第65号 令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第5 議案第66号 令和3年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第6 議案第67号 令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第7 議案第68号 令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第8 議案第69号 令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第9 議案第70号 令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- 日程第10 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第11 代表監査報告
- 日程第12 議案第71号 令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）
- 日程第13 議案第72号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第14 議案第73号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第15 議案第74号 令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第16 議案第75号 令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第17 議案第76号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第18 議案第77号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）
- 日程第19 議案第78号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）
- 日程第20 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 陳情第7号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改

	善を求める意見書の提出に関する陳情
日程第22	議員派遣報告について
日程第23	議員派遣の件について
日程第24	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設 常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特 別委員会／議会運営委員会）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	穴 井 則 之	2 番	佐 藤 毅
3 番	井 野 和 哉	4 番	井 上 則 臣
5 番	矢津田 道 夫	6 番	下 城 孔志郎
7 番	児 玉 秀次郎	8 番	穴 井 千 秋
9 番	森 永 一 美	10 番	平 野 昭 夫

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長	北 里 能 蔵	会計年度任用職員	室 原 明 子
--------	---------	----------	---------

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 務 課 長	佐 藤 徹	福 祉 課 長	朝 日 康 博
建 設 課 長	本 田 圭一郎	まちづくり課長	宮 崎 智 博
税 務 課 長 (会計管理者兼務)	松 岡 洋	農 林 課 長	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 頼 子	教育委員会事務局長	穴 井 康 治

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） おはようございます。

本日の出席議員は 10 名でございます。定足数に達していますので、これより令和 4 年第 3 回南小国町議会定例会の第 2 回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野昭夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、1 番、穴井則之議員、2 番、佐藤毅議員を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 議案第 63 号 令和 3 年度南小国町一般会計歳入歳出決算書

日程第 3 議案第 64 号 令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

日程第 4 議案第 65 号 令和 3 年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

日程第 5 議案第 66 号 令和 3 年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書

日程第 6 議案第 67 号 令和 3 年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 7 議案第 68 号 令和 3 年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 8 議案第 69 号 令和 3 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 9 議案第 70 号 令和 3 年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

日程第 10 報告第 3 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（平野昭夫君） 日程第 2、議案第 63 号を議題といたしますが、先の議会運営委員会において議案第 63 号から報告第 3 号までの 9 件を一括議題とすることになっておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第 63 号、令和 3 年度南小国町一般会計歳入歳出決算書、議案第 64 号、令和 3 年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、議案第 65 号、令和 3 年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、議案第 66 号、令和 3 年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書、議案第 67 号、令和 3 年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第 68 号、令和 3 年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第 69 号、令和 3 年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第 70 号、令和 3 年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、報告第 3 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを、それぞれ議題とし、討論を省略し、採決を行います。

算書、議案第67号、令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第68号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第69号、令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第70号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、一括議題といたします。

本日は、代表監査委員においでいただいておりますので、出席をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、それでは代表監査委員、石橋正寿氏は出席をお願いいたします。

〔石橋正寿氏 入場〕

○議長（平野昭夫君） 代表監査委員に入場いただきましたので、本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第63号、令和3年度南小国町一般会計歳入歳出決算書については総務課長より、議案第64号、令和3年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、議案第65号、令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書については町民課長より、議案第66号、令和3年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書については福祉課長より、議案第67号、令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書、議案第68号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、議案第69号、令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書、議案第70号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書については建設課長より、報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については総務課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第63号、令和3年度南小国町一般会計歳入歳出決算書。

8ページ、9ページをお願いいたします。一番下の歳入合計でございます。8ページの調定額65億9,594万17円、前年比2億5,912万5,260円の増額、次に9ページ、収入済額65億8,200万9,154円、前年比2億6,014万8,621円の増額、右隣の不納欠損額6万2,696円、前年比44万582円の減額、それから収入未済額でございます。1,386万8,167円、前年比58万2,779円の減額となっております。

次に、収入済額の増減の主なものについて御説明いたします。

23ページ、下から1行目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4,994万7,000円の増。

続きまして、25ページ、5行目、地方交付税2億3,079万9,000円の増。

33ページ、下から4行目、公共土木災害復旧負担金4,783万6,000円の増。

同じく、下から2行目、公共土木災害復旧負担金（繰越明許分）でございます。1億6,354万7,000円の増。

49ページをお願いいたします。7行目、農林水産施設災害復旧補助金1億596万8,210円の増。

続きまして、63ページ、下から2行目、公共施設等適正管理推進事業債4,380万円の増でございます。

マイナス要因といたしましては、17ページ、9行目、固定資産税5,717万2,056円の減。

39ページ、下から3行目、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,336万4,000円の減。

以上が収入済額の増減の主なものとなります。

続きまして、収入未済額について説明をいたします。

17ページ、1行目、右側、収入未済額770万1,133円については、それぞれ町税の合計額です。

25ページ、下から5行目、収入未済額21万3,200円については、保育料の過年度分でございます。

27ページ、下から1行目、収入未済額4万9,204円、町立学校児童生徒給食費分でございます。

29ページ、2行目、収入未済額491万8,630円については、ケーブルテレビインターネット使用料過年度分130万9,370円、31ページ、4行目、公営住宅使用料360万9,260円です。

55ページ、下から3行目、収入未済額については98万6,000円、奨学金貸付収入過年度分でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。一番下の歳出合計でございます。

14ページの右端、支出済額59億3,724万9,028円、前年比3億758万6,471円の増額となります。

次に、15ページ、翌年度繰越額7億2,632万9,000円、前年比7,556万2,000円の増額となります。右の不用額3億7,561万6,972円、前

年比１億６６３万３,５２９円の増額となります。

次に、支出済額の増減の主なものについて御説明いたします。

増分といたしまして、７５ページ、３行目、工事請負費１億３,７３８万８８２円の増、庁舎別館建設工事。

続きまして、５行目、公有財産購入費８,５１２万９,０００円の増、農協跡地購入費。

７７ページ、下から４行目、財政調整基金積立金２億５,６７３万３,４３０円の増でございます。

１０３ページの１行目、負担金補助及び交付金５,２１０万円の増、住民税非課税世帯等臨時特別給付金でございます。

１１１ページ、下から１行目、負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金４,６８４万円の増。

１８９ページ、下から５行目、公共土木災害復旧費、工事請負費９,６９７万７,４４４円の増。

同じく、下から１行目、公共土木災害復旧費１億８,８０３万８,２４４円の増。

マイナスの要因といたしましては、令和２年度におきましては、戸籍住民基本台帳費の特別定額給付金１人当たりの１０万円に伴う３億９,６７０万円の減、それと農業振興費の水稻災害見舞金５,２８４万６,０００円の減、観光費の休業支援給付金８,６５７万円等がありましたので、その分が減となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

続きまして、１５ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額６億４,４７６万１２６円。

令和４年９月１３日提出、南小国町長、高橋周二。

続きまして、１９２ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額６５億８,２００万９,１５４円、歳出総額５９億３,７２４万９,０２８円、歳入歳出差引額６億４,４７６万１２６円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額１億７,８４１万６,０００円、事故繰越繰越額７８１万３,０００円、合計１億８,６２２万９,０００円、実質収支額４億５,８５３万１,１２６円、前年比８,６８９万７,８５０円の減でございます。

一般会計歳入歳出決算書の説明は以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第６４号、令和３年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

２ページ、３ページをお願いします。歳入ですが、調定額合計６億３,２３１万

6,247円に対しまして、収入済額合計6億2,435万9,837円、不納欠損額18万3,823円、収入未済額合計777万2,587円となっております。

続きまして、6ページ、7ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計6億1,047万7,199円、翌年度繰越額0円、不用額合計1,153万7,801円となっております。歳入歳出差引残額1,388万2,638円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、26ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額6億2,435万9,837円、歳出総額6億1,047万7,199円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがしまして、実質収支額は1,388万2,638円、対前年度比374万9,154円の増額となっております。

続きまして、議案第65号、令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。調定額合計6,257万4,493円に対しまして、収入済額合計6,230万463円、不納欠損額4万7,900円、収入未済額22万6,130円となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計6,197万5,043円、翌年度繰越額0円、不用額合計248万5,957円となっております。歳入歳出差引残額32万5,420円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、16ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額6,230万463円、歳出総額6,197万5,043円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがしまして、実質収支額は32万5,420円、対前年度比21万8,340円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第66号、令和3年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳入でございます。調定額合計6億5,185万7,631円に対しまして、収入済額合計6億5,047万5,462円、不納欠損額14万2,820円、収入未済額合計123万9,349円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額合計6億3,146万8,744円、翌年度繰越額0円、不用額合計2,006万7,256円となっております。歳入歳出差引残額1,900万6,718円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

最後のページ、38ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額6億5,047万5,462円、歳出総額6億3,146万8,744円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は1,900万6,718円、対前年比896万4,944円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第67号、令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。歳入です。調定額合計1億6,205万7,351円、収入済額1億5,966万9,301円、不納欠損額0円、収入未済額238万8,050円となっております。

4、5ページになります。歳出です。支出済額合計1億5,254万164円、翌年度繰越額0円、不用額674万7,836円であり、歳入歳出差引残額712万9,137円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

20ページになります。最後のページです。実質収支に関する調書です。歳入総額1億5,966万9,301円、歳出総額1億5,254万164円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額712万9,137円、前年度比557万7,265円の減となっております。

以上です。

続きまして、議案第68号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。調定額合計3,191万7,172円、収入済額3,178万6,082円、不納欠損額0円、収入未済額13万1,090円となっております。

4、5ページです。歳出です。支出済額合計2,941万5,995円、翌年度繰越額0円、不用額204万2,005円、歳入歳出差引残額237万87円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

14ページになります。実質収支に関する調書です。歳入総額3,178万6,082円、歳出総額2,941万5,995円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額237万87円、前年度比124万6,542円の減となっております。

以上です。

続いて、議案第69号、令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計

歳入歳出決算書。

2、3ページになります。調定額合計2,087万9,903円、収入済額2,085万7,253円、不納欠損額0円、収入未済額2万2,650円。

4、5ページになります。歳出です。支出済額合計1,980万4,474円、翌年度繰越額0円、不用額195万8,526円、歳入歳出差引残額105万2,779円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

16ページになります。歳入総額2,085万7,253円、歳出総額1,980万4,474円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額105万2,779円、前年度比44万9,101円の減となっております。

以上です。

続きまして、議案第70号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

2、3ページになります。調定額合計1億4,517万2,624円、収入済額1億4,377万1,004円、不納欠損額0円、収入未済額140万1,620円。

続いて、4、5ページです。歳出です。支出済額合計1億3,812万2,686円、翌年度繰越額0円、不用額546万7,314円、歳入歳出差引残額564万8,318円。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

18ページになります。歳入総額1億4,377万1,004円、歳出総額1億3,812万2,686円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額564万8,318円、前年度比424万8,473円の減となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和4年9月13日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。総括表1、健全化判断比率の状況です。

上の表ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、昨年同様、赤字額がなく、良好な状態です。実質公債費比率は5.7%となっております。昨年度が6.4%でしたので、0.7ポイント減少しております。次に、将来負担比率についてはゼロとなっております。昨年度から、さらに24.3%改善されております。これは、

ふるさと納税により基金増となったことにより、充当可能財源が増えたためでございます。

下の表には早期健全化基準とありますが、実質赤字比率15%、連結実質赤字比率20%、実質公債費比率25%、将来負担比率350%となっており、本町はそれぞれが下回っており、健全であることがうかがえます。

それから、下の行の財政再生基準でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率とも、本町は早期健全化基準を下回っておりますので、問題はありません。

続いて、A3の横書きを御覧ください。資金不足比率の公表です。中段の法非適用企業になります。特別会計の中で、水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計におきまして、この表、右側の(9)資金不足比率の欄ですけれど、ここに数字が上がっておりませんので、資金不足額は無いということで報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第11 代表監査報告

○議長（平野昭夫君） 日程第11、代表監査報告、石橋代表監査に監査の報告をしていただきます。

石橋代表監査。

○代表監査（石橋正寿君） それでは、提出しました令和3年度南小国町一般会計及び特別会計決算等審査意見書について簡単に御説明をいたします。

1ページより、第1、審査の基準から第9、決算の概要となっており、第7、審査の結果を申しますと、計数は正確であり、各会計の予算執行も適正に行われていると認めます。また、38ページの基金の状況についても誤りなく処理されております。40ページより、むすびとして全体の要約が記載してあります。まとめとして、44ページに5点あげてありますので、読み上げたいと思います。

1、財政健全化審査については、おおむね良好な数字になっている。経常収支比率、実質公債費比率とも減少している。将来負担比率については、2年連続比率がゼロとなった。しかし、令和3年度は、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害に対する様々な対策や施策が取られてきた。これは、令和4年度においても同様になると思われる。一般財源である財政調整基金の今後の推移も気になるところである。国の財政支援や昨年度、今年度と約10億円の実績となったふるさと納税も先行き不透明な部分もある。今後も、個々の要因を分析し、抑制に向けた適正な財政管理を行っていただきたい。

2、税と保険料、使用料及び負担金等の徴収については、昨年度に引き続き滞納額がなかった費目がある。これは、担当職員の日頃の努力はもとより、担当課局間の横の連携がうまく図られているものと評価する。悪質な滞納者については、引き続きこれまでのような法的措置を取るなど、徴収業務のさらなる強化をお願いしたい。中には支払い能力がないわけではない少額滞納者も存在しており、そのような滞納者には、滞納額が増える前に、口座振替制度などを積極的に推進してもらいたい。また、コロナ禍による収入減や経営状況の悪化、減免額の増加などにより、費目によっては収納額、収納率の低下が見られる。そのためにも、今まで以上の担当課局間の連携に期待する。

3、歳出に多額の不用額が発生している科目が見受けられる。限られた財源の中、新型コロナウイルス感染症対策などに有効活用するためにも、繰越明許などやむを得ないものもあると思うが、実施困難となったものなど早めの対応が可能なものは、年度途中の減額補正など適切な財政処理を望む。

4、職員の不適切な事務処理により、町の財政に影響を与えた事案が発生した。このことを踏まえ、引き続き指導監督の徹底をお願いしたい。伝票監査において、納品書、請求書等の不備や決裁印の漏れが見受けられた。確認体制の強化を徹底し、事務処理ミスの防止に努めてもらいたい。併せて、債権者への指導もお願いしたい。

5、令和2年7月豪雨災害の対応に加え、新型コロナウイルス感染症対策の様々な事業も継続され、職員の負担も増加しているように思われる。今後も、専門職員の確保など職員の業務負担に対する対策を講じていただきながら、一日も早い復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の終息を願うものであります。

以上、監査報告を終わらせていただきます。

○議長（平野昭夫君）　ありがとうございました。

はい、3番、井野監査委員、よろしくお願いします。

○3番（井野和哉君）　すみません、数字の確認をお願いしたいのですが、決算監査の際と本日の報告の部分で数字の相違がありましたので、確認をお願いします。

まず、国民健康保険の2ページの調定額が私たちの決算の際では6億3,229万8,847円となっております。今日、先ほど聞いた数字と相違があるかと思いますが、調定額が違うのではないかと思いますので、その点が1点。

もう1点、特別会計の生活排水処理事業の調定額が監査の際では2,088万903円となっております。収入未済額が2万2,650円、この金額で決算の監査を行ったと思いますが、そちらの数字の違いの部分の確認をお願いできればと思います。

○議長（平野昭夫君）　ちょっと待ってください。10分ほど休憩します。10時55

分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 42 分

再開 午前 10 時 55 分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

修正事項がありますので、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第 64 号の 8 ページ、9 ページをお開きください。款のほうで 2 番、使用料及び手数料の部分なんですが、調定額 6 万 7,400 円の部分の調定額につきまして、決算審査の際に 1 万 7,400 円の調定漏れを指摘されておりまして、修正したものが今回の議案になっております。したがって、正しい数字が 6 万 7,400 円になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第 69 号、特定地域生活排水処理事業の歳入決算書ですけれども、6 ページ、7 ページにございます中段、使用料及び手数料の使用料におきます使用料過年度下段から 7 行目になります使用料過年度の予算現額 1,000 円が計上されており、決算当時、調定額 1,000 円が記載をされておりました。その際にも申し上げたんですけれども、結果的に決算監査後に調定額を落としまして、結果、お手元に修正された資料が届かなかったという形で御迷惑をおかけいたしました。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、議会事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） それに伴いまして、意見書の数字の訂正がございます。大変申し訳ございませんが、歳入歳出決算書意見書の 29 ページになります。（2）歳入の調定額、国民健康保険 6 億 3,229 万 8,847 円とあるのが、6 億 3,231 万 6,247 円となります。

続きまして、34 ページ、特定地域生活排水処理事業特別会計、（2）歳入です。こちら調定額の欄 2,088 万 903 円とあるのが、2,087 万 9,903 円の誤りです。大変申し訳ございません。

○議長（平野昭夫君） ただいま修正事項も終了いたしました。

それで、代表監査委員からの報告も終わりました。

報告が終わりましたので、本案の質疑に入りたいと思います。決算書についての質疑はありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 歳入の部分で一般会計及び各特別会計において収入未済額がかなりの金額上がっております。

まず、町税に関して、これに関する延滞税を含めて総額幾らになるのか教えていただきたいと思います。

それと、不納欠損額が各科目で幾らか上がっていると思いますけれど、その理由を教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） 税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） ただいまの質問にお答えいたします。

一般会計の決算書16ページ、17ページを御覧いただけたらと思います。17ページの一番右に収入未済額が記載されております。まず、町税が241万6,770円、こちらに対しまして延滞金、それから督促手数料、合計しますと667万3,000円、6673千円でございます。

続きまして、17ページ、中段です。固定資産税の収入未済額462万6,217円、こちらが督促手数料、それから延滞金を合わせますと1,104万7,000円、11047千円でございます。

続きまして、17ページの下から4段目、軽自動車税でございます。収入未済額が65万8,146円、こちらに督促手数料と延滞金を合わせまして99万5,000円、995千円となります。

それから、もう1点、国民健康保険税も滞納がございますので、併せて御説明申し上げます。国民健康保険税の歳入歳出決算書8ページ、9ページをお願いいたします。9ページの国民健康保険税の収入未済額が777万2,587円、こちらに督促手数料、それから延滞金を合計しますと2,338万5,000円、23385千円。

以上が滞納額となります。

それから、不納欠損額について御説明を申し上げます。不納欠損額というのは、調定に上げましたけれども、当該年度どうしても徴収ができなかったものになりまして、主な理由としては、まず差押え等をする財産がない、それと主なのは滞納者がお亡くなりになって、相続人もいないと、もしくは相続人が相続放棄をされて、滞納額を支払う方がいなくなったと、それから国民健康保険税で多いのが、外国人の方が滞納のまま国外に退出と、そういったものを不納欠損額として計上しております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 町税に関しては今分かりましたけれども、住宅の使用料に関しても、本年度120万円弱ぐらい、令和3年度が170万円、令和2年度の前が110万円ぐらいあって、増加の傾向にあるかと思います。監査報告にありましたコロナの状況によって収入の減少だとか、そういうこととは思いますが、納税とか使用料というのは、いわゆる納税者の義務の部分ですから、どうしても支払いをいただかないかん部分だと思いますけれども、こういう徴収ができていない部分、今、私がざっと計算すると、今の延滞金まで含めると5,000万円ぐらいになるかと思います。下水道から生活排水だとか農業集落だとか水道料も含めて、後期高齢、介護も結構上がっていましたので。ただ、これをやっぱりどうにかして収入に結びつける動きというものは絶対必要だと思いますけれども、その辺について、各課取組を行っている部分があればそこも教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 滞納に関しては、先の議会におきましても同様の御質問等をいただいたと思います。現在、決算時期という形になっておりまして、現状では各特別会計の滞納額がトータルでいきまして大体100万円程度の減にはなっておりますが、まだまだ残っているという状況です。代表監査の報告書の中にもございましたけれども、債権管理条例等を利用しながら各課体制、やはり1つの滞納が発生しますと、横の関係で大体滞納が発生するという状況が見受けられます。一番強い権限を持つ税務課の権限を利用させていただきながら、当然額が多い分野のほうにまずは入れ、もしくは延滞金が発生する部分に収納し、そのほかの一回の督促手数料が発生する部分においては若干後回しもしながら、各課で実際今日も大分のほうに行っている職員もおります。そういったところで、できるだけ対応していきながら、かつ、先ほど税務課長からもお話がありました時効、そういったところが不納欠損額にもつながってくるわけなんですけれども、当然のことながら行方不明者とか、そういった部分は発生しますので、債権管理条例を踏まえ、各課の審議を踏まえた上で適切な対応をしていきたいと思っております。ただ、非常に使用料というのが少しでも発生すれば増える一方という形になっておりますので、できる限り1月単位での対応というのを心がけていきたいと思っております。

すみません、答えになるかどうか分かりませんが。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 税務課としての取組でございますけれども、まず滞納が発生した際には督促を行いまして、それでも納入がない場合は催告、それでも納入がない場合は差押えだったり、自宅を訪問したりという取組を行っております。ただ、滞納の状況を見てみますと、一度には払えないので、毎月少しずつとか、不定期で

お支払いいただく方が多いんですけれども、どうしても滞納の元本といいますか、本税に充当を先にしていきますものですから、延滞金がずっと残っているという方もいらっしゃると思います。ですので、お金があつて払わない人につきましては断固たる措置を取ってまいりますけれども、中には払いたくても払えないという方もいらっしゃると思いますので、税務課としては柔軟に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 介護保険も150万円ほどで大体20名以内ぐらいの方で同じような方が未納になっていくという形で、税務課と協力しながら、早めに少しずつでも徴収をしたいと思っております。時間がかかりますと、今現在でも20人以内の中で生活保護に変わっていく方、それと隣の小国町とかいろんなところに移動して、その町村で生活保護になる方とかいらっしゃいますので、なるべく早めに徴収をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 後期高齢者医療につきましても、不納欠損額、収入未済額が発生しております。こちらにつきましては、税務課に相談をしながら、税務課の職員さんとうちの職員で一体となって、お一人お一人にお話を聞いたり、御相談を受けたりしているのが現状でございます。中には生活困窮の方もいらっしゃいますので、社協さんも交えて生活困窮者への支援も含めた形で、今、滞納の整理を行っている現状でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 給食費と奨学金が本委員会の滞納の状況になりますが、現在は給食費が少額かもしれませんが、過年度分を合わせまして5万3,000円弱となっております。奨学金が100万円弱の金額となっております。

現状としましては、給食費はその都度といいますか、毎月ごとに督促の発送を行いながら、あと連絡が取れない方とかはいないので、各家庭とお話をしながら分納の協議を行っている状況です。奨学金につきましても同様に、御家庭と連絡、協議、打合せをしながら分納を継続的に続けていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 各課とも滞納の部分に関して取組はされておりますし、各課連携を取りながら、税務課を中心としてやられているということで、いかんせん滞納

が発生したときの初期段階で早期に対応を進めて、回収できる額のとくに手を打たないと、今後どんどん増えていく可能性というのは皆さんお分かりのところだろうと思いますので、滞納が発生した初期の段階、新規の住民の方に対して早期に対応しながら、滞納額、未納額がないように、減額できるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑のある方はいませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 質問ございませんか。

では、すみません、基金の部分で、本年度、土地開発基金がJ Aの跡地を購入した部分で使われて、0円になっていると思います。ただ、町として、今、借地借上げ料を年間390万円、400万円弱いろんな施設の部分でお支払いをされておりますし、これを今後継続していくのか、それとも買取りをぜひ進めていくような形にしたほうが今後の財政的にもいいんじゃないかと思いますので、土地開発基金をゼロにするのではなく、幾らか残すことというのは考えておられないのか。非常に使い勝手としては、土地開発だとか、そういう部分になるかもしれませんが、今後、J Aの跡地開発とか、そういう部分も出てきますので、充てられたらどうかと思いますけれど、総務課長、どうですか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 今までありました土地開発基金は、議員がおっしゃるとおり、J A跡地の購入のときに使ってしまったわけでございます。私たちとしては、当面買い上げる目的の土地というのがないような状態でございますので、基金は今のところ積立てをやっていないというところで、それでよろしいでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） いつもその話になる物産館なんかの土地借上げ料を毎年220万円ほど払っています。これが一番、町として大きいのかな。あと、観光農園とかでも毎年100万円支払いをしていますけれど、昨日、私、一般質問でりんどう荘を含めたところのあの辺の再開発というか、福祉拠点づくりをする部分において、この借地料がずっと残るよりも、やっぱり町として購入して所有するほうが後々何かしようとするときにはスムーズに流れるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） スムーズに流れるかもしれませんが、土地の購入については相手がいらっしゃるので、今まで交渉したのに対してもなかなかうまくいってないというところがありますが、長い目で考えたら基金を造成しておいたほうが

いいのかなとは思いますが、やはり財政的にも負担がかかってくる。基金にすれば、その基金の目的に沿った運用しかできないということもございますので、そこらあたりも考えますと、今すぐすぐ基金に積み立てるとかいうのはどうかなと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 今、基金、ふるさと納税も毎年10億円いただいて、今現在6億2,000万円ぐらいですか、財政にも14億円ありますし、僕は高額に積み立てろという話ではなく、2,000～3,000万円でも、いつ何時そういう話になるか分からないので、そういうときのために分けておいたほうがいいのではないですかという御提案ですので、今後、町がそういう、ただ、使用料を払い続けるのもいかがかなと思いますので、どこかではやっぱりまた土地の購入ということを検討するべき部分というのは何か所かあると思いますので、ぜひそこはもう一度検討していただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） そうですね、長い目で見たらということになれば基金の造成をしておいたほうがいいのかなと思いますので、そこらあたりはまた話をしながら検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。ないですね。

はい、7番、児玉秀次郎議員。

○7番（児玉秀次郎君） 154ページ、155ページ、これは決算ですので、今まで審議してきたものでございますので、そんなに追求ということじゃないけれど、数字が決算じゃないと分からない部分もありますので、質問させていただきます。

道路維持費、項目の2ですね、それに対して、一番下になります。生コンほか434万6,430円、117万5,570円の不用額ということでございます。この部分につきましては、当然自治会から要望があって、それに対して、今、12立米支給があっているという状況でございまして、不用額が生じたというのは、そういう自治会からの要望がなかったから不用額が生じたのか。12立米の配布につきまして、どのような形で、多分要望は結構あるんじゃないかと、自治会で道路維持をするためにはですね。ただ、周知してないから要望がなかったのか。全部使い切るのがいいとは言いませんけれども、要望している自治会は多いと思いますので、せっかくの予算ですので、このところの周知の仕方につきましてお尋ねしたいと、よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、原材料費の支出の内訳としまして、生コン代43万4,430円とございますけれども、現実的には町のほうで行いますアスファルト合材、常温合材ですね、その購入費、約49万2,000円、それと除雪用の塩カリ代20万5,000円程度、残り365万円弱が原材料費の支給額という形になっております。

先ほど話しました生コンの12立米分の費用に対して、生コンもしくは砕石、グリス等を支給して、労力を自治会のほうで提供していただくという形の中で、令和3年度は15路線の支給を行っております。不用額が出たということは、結果的に申込みがなかったという形で考えておりますが、現状、周知というのは多分やってないのかなと思っています。

ただ、今年度（令和4年度）に関しましては、非常に申込みが多いような状況で、当初予算の執行内部の予算査定も受けるんですけれども、今年度増額はしないという内部方針がございますので、ほぼ満額に近いという状況になっております。そういった観点から、周知したくても今年度はできないという形になりますので、予算的な余裕が今後発生した場合にはそういった周知等を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） すみません、ほかの方がいないので、幾つも質問して申し訳ございませんけれど、SMO南小国に対する補助金のところで、まず1点目、131ページになります。移動販売の事業補助金が122万4,000円出ております。昨年は90万8,000円でした。SMOの部門別の決算数字を見させてもらうと、売上げ自体は、昨年度が437万9,000円、今年度469万2,000円、増加されております。当然コロナ禍の影響なのか、外出を控えた方たちの購入が増えているとは思いますが、赤字補填だったと思うんですけれども、補填額を決定するときの基準というのは、どういう状況のとき、どの時期で決められているのか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、当初にSMOから年間の計画を出していただきまして、その後12月頃に途中経過、それから最終的には3月に締めて、その収入とかかった経費との差額を補填するという流れになっております。

昨年度につきましては、昨年度の途中から2路線に増やしたことによりまして、

その経費が増えたことによる増となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 経費が増えるのは分かったんですけど、SMOの決算書の中で見させてもらおうと、移動販売が少額とは少額で18万9,000円の黒字になっているんです。ですから、昨年は赤字幅がほぼほぼ少なかったんじゃないかなと思うんですけど、18万9,000円ほど出ているということであれば減額、補助額としてもう少し削ることも可能ではあったのではないかと思いますけれども、3月時点での数字と私の手元にある決算額というのはそう変わりはないと思いますけれども、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 町の予算は、出納整理期間は5月までございますけれども、3月末で締めて支払う必要があると。一方で、SMOの決算は5月決算となっておりますので、そこで3月の見込みといいますか、3月時点での見込みと5月の実績とで差が出たものと思われま。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） では、本年度（令和4年度）も予算では192万円補助として上がっていますが、時期によって町が執行した部分の後、SMOの決算においてはプラスになる可能性もあるし、逆に言うと、マイナスが発生する可能性もあるという解釈でよろしいですか。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 基本的な考えはそのようだと思いますけれども、2か月でそんなに差はないと思いますけれども、あまりにも大きい差が発生した場合とか、そういったときには考えないといけないかもしれませんけれども、これは始めて数年たっておりますけれども、今のところはそういった調整はやっておりませんので、今までどおりでいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 分かりました。どのくらいが範囲かというのは、またそのときで決めていただければいいと思います。

もう1点、153ページでDMO地域活性化事業補助金1,200万円をSMOの補助金としてお出しされています。監査においても事業はきちんと行われているということでいいんですけど、これもまた実際事業をSMO自体で行ったのか、

決算書類から見ると委託業務費として約830万円ほど計上されているので、これが外部に委託されているのであれば、補助事業として外部に委託する部分というのは再委託という形になるかと思いますが、それは町としても認めているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

DMOを中核とした海外からの人流受入態勢強化事業という形でのSMOに対する補助事業でございますけれども、この補助事業の中で委託料として出ていっていると。実際内訳を申し上げますと、DHE株式会社への委託という形で支出はあるものの、これは実際DHEの社員でありますワル・マックスがSMOに入って、いろいろな海外からの人流受入れの情報発信であるとか、また外国人労働者の定着に向けた取組であるとか、そういった部分の事業を行っておりますので、そういった部分での委託料、並びにこれに関わっておりました前田さんも外部からの人材でございますので、そういったところでこちらの方が担っておられた仕事に対する委託料という形で支出がございました。なおかつ、ユーチューブの作成代とか、そういったところでの一部の外部委託による費用がございましたけれども、実質活動しておりましたのはSMOを事務所としてワル・マックスが南小国町で活動していた部分に対する委託料としての支出となっておりますので、補助はSMOが受けておりますけれども、SMOを主体として取り組んだ中で、費用的には委託料となっておりますが、事業を展開するためにはそういった部分での人材活用というところで行っているものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 説明、ありがとうございます。

もう1点聞かないといけないのは、ワル・マックスさんはSMOの社員ではないんですか。そこが1点。

それと、もう1点、DHE株式会社というマックスさんが代表を務める会社であるならば、逆にSMOを通さずして、ここと直接委託事業をするという考え方もあるんじゃないかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） DHE株式会社の代表は柳原さんという方で、その社員という形でワル・マックスがおられて、その中でこちらに派遣されているという状況でございます。

直接ワル・マックスに委託するという方法もあるかと思いますが、今のと

ころはDHE株式会社を通した形での委託という形で動いていただいているところ
でございます。業務委託でのそういった形でSMOに入っているという
状況でございますので、そういったところで外国人の人材受入れに関する事業を行
っていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） DHE、この会社自体の所在地というのは、南小国町には当然
本店はないですね。支店登記とかもされているわけでもない。そうですか。なるほ
ど。分かりました。

町としては、SMOに出した補助金がそういうSMOから外部委託、また再委託
されることに関しては、別段問題はない。その部分も認識は十分されているとい
うことでよろしいですか。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） この事業を始める当初からそういった形での運用を
するというところでございましたので、そういった部分を含めて補助の交付決定を
行っているものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はないですね。

はい、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） ございませんか。

では、すみません、175ページ、教育関係でお尋ねをさせていただきます。GIGA
Aスクール構想において子供たち一人一人にパソコン1台配付して、ICT導入に
いろいろな費用をかけながら準備して、今、授業とか学校生活が展開されていると
思いますけれども、新聞等を見ると、結果的にICTの導入によって先生たちの事
務負担だとか授業効率化という部分においては、実際その負担軽減にはなかなかつ
ながっていないんじゃないかと指摘する部分もございます。不慣れな先生がパソコ
ンを使わないといけないだとか、こういう話を聞きますと、実際、南小国町として
GIGAスクール構想を進めた結果として、今どういうふうに感じられているのか、
教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、教育長。

○教育長（岩切昭宏君） 御質問、ありがとうございます。

南小国町のGIGAスクール構想としての取組は、1人1台の端末を子供たちが
今有効に活用している状況です。ICTの推進の部分で市原小学校と中原小学校が
推進校として中心にやっているところなんです、全部で中学校も合わせて4校で

すから、そこは2校だけということじゃなくて、4校足並みそろえてやっていこうというところで今取り組んでいるところです。

職員の負担感というのは、この前、何か働き方改革の部分ではそういう文言もありましたけれども、町の情報教育の担当者会とか、そういった中で年間の研修計画を立てながらICTの支援員さんと連携を組みながら進めておりまして、特に今ICTを使うことによって職員の負担感がえらく増しているという状況じゃないように思います。学習にどういうふうに活用していくかというところでは、今それぞれの先生たちでICT支援員さんの力を借りながら授業改善に生かしていこうというふうにしております。

6月頃に市原小学校の1年生の授業を見ましたときに、国語の教材で段落同士の関係を1年生がやる中で、タブレットを利用しながら文章のつながり具合というか、段落同士のつながり具合を教師がばらばらにしていくなかで、接続詞とか、そういったものを見ながら子供たちがタブレットで文章を動かしていくと。そして、理由を接続詞の部分とか、はじめとか、まとめの部分とか、そういう言葉に注目しながら文章の構成を説明していくというところで、1年生の段階でもそういうタブレットを使いながら進めているという状況ですので、負担感という部分はそれほどいうか、あまり感じてないように私は思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 私は、こちらの町内で仕事をされている教員の方じゃない方と少し話をさせてもらったときに、いかんせんやっぱり世代間があるよねと。昨日の一般質問でもありましたが、不慣れな機械を操作する部分において、やっぱり負担はゼロじゃないよねという話を聞いたところなんです。実際、南小国町においては支援員さんのフォローもしながらやられているとは思いますが、今、月に何回ですか、そこも逆に教えてもらいたいんですけれども、もっと教員の負担軽減につながるような支援の活動もしていかなければいけないのかなというところもありますので、今現在、支援員さんの活動がどうなっているのか、また今後どういう見込みなのかも教えていただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 過去の状況でございます。支援員につきましては、昨年度（令和3年度）、すみません、何月か忘れましたが、補正で上げさせていただきまして、回数を増やした形で、現在、平均的になりますが、月、各校2回は最低入っていただいております。その部分で中心的に回数を増やしたい学校があれば、そこも相談の上で回数を増やすこともできますし、ヘルプデスクも補正で昨

年度（令和３年度）上げさせていただいて、まだ今現在継続しております。こちらのヘルプデスクも、支援員はもちろん、先生方からも直接確認、相談等ができるような体制は取っております。それから、あと各校の中で得意な先生がやはりいらっしやいまして、そういう方をリーダー的に各校配置してもらって、授業参観とかも私たちが訪問させてもらったときとかも、その先生が中心ではかの先生方も教えていただいたりといったところで、各校、教育長もおっしゃったように、負担はそこまで感じられないなと私も感じているところです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、２番、佐藤毅議員。

○２番（佐藤 毅君） 月２回が多いか少ないかは分かりませんが、増やして、もっと推進的にできるような、町としても取組ができるような形ができると、もっと先生たちの負担も軽減されて、また町の教育環境のアピールにもなるのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、スポーツ関係で中学校の部活動の社会体育化という話が出ておりますけれども、これについて、教育長、今お考えがある部分が２０２５年度とか２０２６年度とかいう形で言われてはおりますけれども、実際そういう形で本町の中学校の部活動もそう進んでいくのか、その辺のお話もいただければと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、教育長。

○教育長（岩切昭宏君） ありがとうございます。

なかなか頭が痛いところで、教育長会の中でも社会体育移行に向けての委員会あたりもそれぞれの市町村あたりで立ててはおりますけれども、なかなかそういう情報等がしっかり上からもきちんと伝わらない状況で、なかなか進みにくいような、そういう状況にあります。

この前、南小国中学校の学校訪問の際に体育担当者との面談をしたときに、そういう社会体育移行について学校の先生はどう考えているのかという話をしたときに、確かに働き方改革の部分ではかなりありがたいことにはなるかもしれないけれども、子供たちにとって、例えば地域のスポーツ環境としていろいろなスポーツができる環境であればその辺は非常にありがたいんですけれども、なかなか指導者の部分で子供が希望するスポーツに子供が活動できないとかいう部分も、ひょっとしたら社会体育になったときにうまく子供たちが選択できないかもしれないと。学校であれば今そういう生徒数に対して多くの部活動の数でやっておりますので、その辺の確保ができればありがたいんですけれどもという話でしたので、働き方改革の部分だったり、子供がどれだけやっぱスポーツに慣れ親しんでいくかというところを考えたときに、より検討していく必要があるということで、まだまだそういう状況で進

んではないというのが現状です。さらにその辺は情報を集めながら進めたいと思っています。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんね。

はい、4番、井上則臣議員。

○4番（井上則臣君） 細かいことでございますけれど、将来に関わるかと思っておりますので教えていただきたいと思います。急速充電設備装置の保守点検ということで出ておりますけれど、現在、何か所あって、その売上げはどういう管理状態かをお聞きしたいと思います。今後やはりEV車が増えてきますので、このあたりまた増設とかいろいろかかるかと思っておりますけれど、現状の体制だけ説明をお願いいたします。151ページの急速充電器保安委託料が110万円ちょっと出ておりますので、その件でございます。御説明をお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

町内の電気自動車の急速充電器でございますが、設置しているのが3か所ございます。こちらに係る保守点検委託料という形で支出がございますが、一方で、59ページを御覧ください。こちらは歳入の雑入でございますが、こちらに電気自動車用急速充電器維持費用という形で194万5,742円収入がございます。こういった形で設置された業者さんに維持管理費用を払っておりますが、その分こちらの費目の中に光熱水費でまた電気代も支払っておりますが、電気代等を含めて、こちらに歳入が上がってきておりますので、そういった形で歳入歳出という形で決算で費用が上がっておりますので、そういったところで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） いいですね。ほかに質疑はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論はないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、これより決算についての採決に移りますが、代表監査委員におかれましては、長い期間の監査、大変お疲れさまでございました。

今後も監査を続けていかれるわけですが、より一層の深い監査をぜひとも
お願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

[石橋正寿氏 退場]

○議長（平野昭夫君） これより決算の採決を行います。

議案第63号、令和3年度南小国町一般会計歳入歳出決算書を認定することに賛
成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第63号につきましては、
認定することに決定しました。

続きまして、議案第64号、令和3年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第64号につきましては、
認定することに決定しました。

続きまして、議案第65号、令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第65号につきましては、
認定することに決定しました。

続きまして、議案第66号、令和3年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算
書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第66号につきましては、
認定することに決定しました。

続きまして、議案第67号、令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算
書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第67号につきましては、
認定することに決定しました。

続きまして、議案第68号、令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入
歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第68号につきましては、
認定することに決定しました。

続きまして、議案第69号、令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第69号につきましては、認定することに決定しました。

続きまして、議案第70号、令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書につきまして認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、議案第70号につきましては、認定することに決定しました。

続きまして、報告第3号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてにつきましては報告案件ですので、これで終了をいたします。

1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第12 議案第71号 令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）

○議長（平野昭夫君） 日程第12、議案第71号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第71号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）について、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、総務課長。

○総務課長（佐藤 徹君） 議案第71号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）。

次のページをお願いいたします。令和4年度南小国町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,654万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億4,366万9,000円とす

る。

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正。追加、事項、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成補助金。期間、令和5年度から令和14年度。限度額、県が実施する新型コロナウイルス対策農業経営安定資金活用による緊急支援資金借入に係る保証料の額（新型コロナウイルス対策農業経営安定資金保証料助成費補助金交付要項に定める利率以内）。

続きまして、変更でございます。事項、新型コロナウイルス対策農業経営安定資金利子補給補助金。変更前、限度額27万6,000円、変更後、限度額、県が実施する新型コロナウイルス対策農業経営安定資金活用によるセーフティネット資金及び緊急支援資金に対し、町が行う利子補給金の額（新型コロナウイルス対策農業経営安定資金融通措置要項に定める利率以内）とするものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正。起債の目的、災害復旧事業債、今回310万円を増額し、1億580万円とするものです。現在の利率は0.2%です。

臨時財政対策債、今回1億3,213万1,000円を減額し、2,312万2,000円とするものです。現在の利率は0.6%です。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、今回143万7,000円を減額し、81万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、軽自動車税減収補填交付金及び自動車税減収補填交付金廃止に伴う減でございます。

次のページをお願いいたします。地方交付税、地方交付税、地方交付税、今回1億6,800万円を増額し、20億4,400万円とするものでございます。普通交付税の額確定によるものでございます。

次のページ、国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、今回1,617万円を増額し、3,622万2,000円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナワクチン接種対策費負担金5回目接種分でございます。

次のページをお願いいたします。国庫補助金、民生費国庫補助金、今回32万5,000円を追加し、2,607万1,000円とするものでございます。保育対策総合支援事業費補助金でございます。

続きまして、衛生費国庫補助金、今回308万9,000円を追加し、1,018万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイ

ルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

続きまして、教育費国庫補助金、今回53万9,000円を追加し、251万2,000円とするものでございます。公立学校情報機器整備費補助金でございます。

次のページをお願いいたします。県支出金、県補助金、総務費補助金、今回2万5,000円を追加し、1,545万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、地籍調査費補助金52万5,000円、地域づくりチャレンジ推進補助金150万円と地域活性化センター助成金の200万円の減となっております。

次のページをお願いいたします。委託金、総務費委託金、今回39万7,000円を追加し、569万8,000円とするものでございます。権限移譲事務委託金といたしまして、旅券電子申請用交付端末分でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金、今回1億9,117万7,000円を減額し、6,454万円とするものでございます。予算ベースの基金残高でございます。15億9,682万3,358円。数字で申し上げます。1596823358でございます。

次のページをお願いいたします。特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金、今回32万5,000円を追加し、32万6,000円とするものです。後期高齢者医療特別会計繰入金として前年度繰越金分を繰り入れるものでございます。

次のページ、繰越金、繰越金、繰越金、今回4億1,853万1,000円を追加し、4億5,853万1,000円とするものでございます。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。諸収入、雑入、雑入、今回78万5,000円を追加し、3,895万1,000円とするものでございます。主なものといたしましては、子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分28万1,000円、低所得者保険料軽減国庫負担金精算分19万5,000円等となっております。

次のページをお願いいたします。町債、町債、災害復旧事業債、今回310万円を追加し、1億580万円とするものです。一般単独災害復旧事業債です。

続きまして、臨時財政対策債、今回1億3,213万1,000円を減額し、2,312万2,000円とするものでございます。臨時財政対策債でございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費、今回43万7,000円を追加し、2億1,068万8,000円とするものでございます。人件費で職員の異動によるものでございます。

続きまして、財産管理費、今回250万円を追加し、4,914万円とするもの

でございます。内容といたしましては、光熱水費で庁舎と庁舎別館の高圧割引が10月よりなくなるため、増額をさせていただくものでございます。

続きまして、財政調整基金費、今回2億926万6,000円を追加し、2億2,936万6,000円とするものです。財政調整基金積立金でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回824万円を増額し、1億9,403万9,000円とするものです。内容としましては、需用費の824万円の増額、払下げによります購入手続を進めている県営下杉田教職員住宅に係る修繕料、並びに多目的集会施設（通称べっちゃん館）の空調設備に係る修繕料の増額です。

続きまして、情報電算管理費です。今回44万円を増額し、8,284万7,000円とするものです。内容としましては、委託料44万円の増額、県内市町村が利用している県が設置している自治体情報セキュリティクラウドシステムの更新に伴います本町におけるシステム対応に係るセキュリティ強化対策の業務委託料の増額となります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、税務課長。

○税務課長（松岡 洋君） 22ページをお願いします。総務費、徴税費、税務総務費です。今回56万6,000円を増額し、6,042万9,000円とするものです。職員手当等32万円につきましては、支給対象者が増えたことによる増額です。共済費24万6,000円につきましては、標準報酬額決定に伴う増額となっております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 23ページをお願いします。総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回49万5,000円を増額し、7,331万1,000円とするものです。内容としましては、共済費として標準報酬定時決定による市町村職員共済組合負担金の増額9万8,000円、備品購入費として旅券電子申請用交付端末の費用39万7,000円の増額になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 次のページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、老人福祉費です。今回5万7,000円を増額し、4,149万1,000円とするも

のです。内容としましては、老人クラブ活動推進事業補助金返還金としまして、新型コロナウイルスの影響もあり、老人スポーツ大会等が行われなかったための返還金でございます。

続きまして、障害者福祉費です。今回516万3,000円を増額し、1億9,400万1,000円とするものです。内容としましては、障害者自立支援給付費負担金返還金から一番下の障害児自立支援給付費県費負担金返還金まで実績に伴う返還金でございます。

25ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童措置費です。今回13万円を増額し、2億2,572万7,000円とするものです。内容としましては、子育てのための施設等利用給付費負担金返還金につきましては、幼稚園への負担金及び一時預かりの実績に伴う返還金でございます。2行、3行目の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金の返還金につきましても、実績に伴う返還金でございます。

続きまして、児童福祉施設費です。今回390万3,000円を増額し、1億8,826万6,000円とするものです。内容としましては、報酬及び職員手当等につきましては、昨年、県の監査を受け、朝一番に登園される園児及び最後に帰る園児の見守りについて、園児1名であっても保育士を2名配置するように助言がございましたので、時間外の増額を計上しております。需用費の消耗品費につきましては、新型コロナ対策分としてマスクやパーティションの追加、光熱水費につきましては、黒川保育園の建て替え後、九電より電気代を4割ほど割り引きしていただいておりますが、ウクライナ情勢等の影響により標準料金に戻す旨の通知が届き、増額としております。修繕料につきましては、新型コロナ対策として水道の蛇口を手を触れずに水が出る自動の蛇口に取り替えるための増額、備品購入費につきましては、新型コロナ対策として園児たちが密集しないように不足しているテーブルの購入費を計上しております。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 26ページをお願いします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回53万6,000円を増額し、3億483万8,000円とするものです。内容としましては、職員手当等3,000円の減額は人事異動に伴うものです。共済費5万4,000円の増額は、市町村職員共済組合負担金分になります。償還金利子及び割引料49万9,000円につきましては、一番上の健康増進事業費補助金返還金から一番下の市町村等自殺対策推進事業補助金返還金まで令和3年度の実績に伴う返還金となります。繰出金の1万4,000円は、介護保険特

別会計繰出金分です。

続きまして、予防費です。今回2,245万6,000円を増額し、6,508万9,000円とするものです。内容としましては、需用費として消耗品費が15万9,000円、オミクロン型対応ワクチン、新ワクチンの接種に伴う消耗品費でございます。続きまして、役務費が78万円、こちらは通知に関する費用やコールセンターの電話代等の通信運搬費が50万4,000円、国保連合会の支払手数料やワクチンの管理手数料分の手数料が27万6,000円となります。続きまして、委託料なんです、こちらが1,832万2,000円増額になっておりまして、内容としましては予防接種に関する接種の委託料分が1,617万円と、コールセンターの委託が9月までしか予算計上しておりませんでしたので、10月以降の分として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業対応業務委託料分で215万2,000円、それにシステム改修費も入っております。次のページをお願いします。償還金利子及び割引料でございます。319万5,000円でありまして、こちらの内容としましては、令和3年度分の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還金分になります。

続きまして、環境衛生費です。今回643万7,000円を減額し、2億5,004万1,000円とするものです。内容としましては、繰出金の減額で、それぞれ水道特別会計繰出金が336万8,000円の減額、特定地域生活排水処理特別会計繰出金が66万1,000円の減額、公共下水道特別会計繰出金が240万8,000円の減額になります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 28ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業総務費、今回72万2,000円を減額し、8,945万8,000円とするものです。共済費、市町村職員共済組合負担金11万2,000円の増、標準報酬改定に伴う増額です。繰出金83万4,000円の減、農業集落排水事業特別会計繰出金、前年度決算によります繰越金の増額に伴う繰出金の減額です。

続きまして、農業振興費です。今回500万円を増額し、1億7,570万3,000円とするものです。負担金補助及び交付金、補助金500万円の増、農地農業用施設災害復旧工事業補助金です。こちらは、現在、町が行っております白川地区の河川改修工事において隣接農地の所有者からの申請が今後予想されるため、補正するものです。

続きまして、畜産振興費です。今回10万4,000円を増額し、772万6,000円とするものです。負担金補助及び交付金、補助金10万4,000円の増、

鳥インフルエンザ等防疫用消耗品配布補助金です。こちらは、昨今、高病原性鳥インフルエンザの発生率が急激に増加しており、昨年度も県内、南関町で1事例発生しております。約6万7,000羽が殺処分されております。こういった状況を勘案し、実際に鳥インフルエンザが発生した場合には養鶏場の全殺処分はもちろんのこと、県内の鳥肉、卵の購入意欲の減少、それから近隣の旅館、飲食店の利用者減少といった風評被害にもつながるおそれがあります。今回は、消石灰の配布を用いまして高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対策をさらに強固にし、発生を防ぐための予算措置でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 土地改良事業費、今回350万円を増額し、4,601万6,000円とするものです。委託料、測量設計委託になりますけれども、先の議会でもございました四分一頭首工、中原小学校下の頭首工になりますけれども、該当施設の更新または上流に位置する頭首工を含めた、今後の維持管理を含めた可能性を含め、構想設計業務委託を発注し、概算工事を含めた検討を行い、地元と協議を進めていくとしております。次年度以降には、改めて決まったことに対する詳細設計を発注することとなります。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、農林課長。

○農林課長（河本孝博君） 29ページをお開きください。林業費、林業総務費、今回30万円を増額し、832万6,000円とするものです。職員手当等、児童手当30万円の増額です。こちらにつきましては、当初の予算入力漏れに伴います不足分の増額でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 30ページをお願いします。商工費、商工費、商工総務費です。今回4万5,000円を増額し、1,431万円とするものです。内容としましては、職員手当等の4万5,000円、扶養手当、児童手当の不足分の増額です。

続きまして、商工振興費です。今回1,031万9,000円を増額し、1億540万5,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金の1,031万9,000円の増額、額の確定に伴います新型コロナウイルス感染症に係る飲食店への営業時間短縮要請協力金の一部負担金の増額となります。申請要望の増加に伴います住宅リフォーム助成事業補助金の増額が50万円と、町民向け倍返し飲食券発行事業実施に伴います補助金の増額で943万円、この町民向け倍返し

商品券発行事業につきましては、前回実施した事業と同様、3,000円の飲食券プラス3,000円のプレミアム付きの飲食券を販売し、新型コロナウイルス感染の影響がまだ残ります町内飲食業の活性化を図るものです。

続きまして、観光費です。今回1,260万円を増額し、7,205万9,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金の1,260万円の増額。観光振興プレミアム付商品券発行事業実施に伴います補助金の増額です。前回実施した事業でありますプレミアム分の3,000円に加えまして、1,000円分の農産物や加工品をプレミアム分として追加し販売を計画しておりまして、今なお新型コロナウイルス感染症やその他の影響を受けた町内観光業の活性を図るとともに、少しでも農産物等の需要拡大につながるよう取組を図るものです。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、土木費、道路橋梁費、道路維持費、今回50万円を増額し、6,150万8,000円とするものです。使用料及び賃借料になりますけれども、通常の町道の維持管理における見込経費の増という形になります。

続きまして、橋梁維持費、今回280万円を増額し、2,280万円とするものです。既に発注しております道路メンテナンス事業委託料の増が今後見込まれ、また既に発注しておりますボーリング調査の土質の状況、それと橋梁点検の経費の増、それと今後発注を行います橋梁の補修及び架け替えの設計委託の経費の増が見込まれるためでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） 32ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費です。今回補正による増減はございません。予算額1億342万円のうち、53万9,000円の財源組替となっております。

次のページをお願いいたします。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額220万円を増額し、6,580万9,000円とするものです。内容につきましては、需用費220万円の増額、修繕料の増額となっております。りんどうヶ丘小学校におきまして消防設備機器が落雷によりまして故障しております。修繕が必要となったものであります。

次のページをお願いいたします。34ページです。教育費、中学校費、学校管理費です。今回補正額14万円を増額し、4,719万4,000円とするものです。内容につきましては、需用費14万円の増額、修繕料の増額となっております。南小国中学校の機械室におきまして照明器具及び電気配線が老朽化によりまして修繕

が必要となっているものでございます。

次のページをお願いいたします。35ページです。教育費、保健体育費、学校給食費です。今回補正額3,000円を増額しまして、4,188万7,000円とするものです。内容につきましては、役務費3,000円を増額でございます。手数料の増額で、給食センターの給食栄養管理システムの更新手数料となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧費、今回50万円を増額し、5,894万9,000円とするものです。機器使用料になりますけれども、南小国西部農免農道（通称ミステリーロード）の維持管理における今後の見込経費の増と考えております。

続きまして、林道災害復旧費、今回50万円を増額し、181万5,000円とするものです。先ほどと同様、林道部分におきます今後の見込みの機器使用料の増です。

次のページになります。公共土木災害復旧費、応急災害復旧費、今回100万円を増額し、300万円とするものです。災害時における公共土木施設の維持に必要な見込み機器使用料の増額ということで考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） まず、1点質問させていただきます。30ページの観光商品券についてです。こちらの商品券は、非常に宿泊施設さんからもですし、また利用者の方からも大変喜ばれている事業かと思います。実際に宿泊予約をされた方の中にもこの券があったから南小国町を選びましたという御意見もあると多々伺っております。

そこで、1点質問ですが、前回は現金1万円で1万3,000円分の商品券の購入だったと思います。今回は、さらに1,000円分の農産物が追加となっております。農産物の普及とかを考えてもいいのかなと思うんですけれども、3,000円にプラスした理由というのが、さらにお得にした背景などがあれば教えていただきたいです。また、いつから使えるのかも併せてお知らせください。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 時期に関しましては、後ほどまちづくり課長から説明をさせていただきます。

今回観光商品券に対しまして、プラス農産物を上乘せさせていただいております。

これは、もちろん農業関係も今非常にいろいろなものが、資材、肥料、そういったものが値上がりして厳しい状況にもございますので、そういったところで少しでもそのバックアップができればなというのが1点まずありますし、また地元の農産物を少しでも食べていただいて、またそのリピーターにつなげていくとか、またもしくはふるさと納税の返礼品として今後寄附していただいて、返礼品でもらっていただくきっかけになればなと考えているところでございます。

今回、町のインターンで町長秘書で中学生の方が来られたんですけれども、その方と一緒に課題解決をしていこうという中で、観光も厳しい状況にあるけれども、農業も厳しい状況にあるといったところでアイデア出しをしながら、こういったものがあるのかを考えていたところが出たきたアイデアということでございます。

時期が冬場にずれ込みますので、米だったりとか、あと加工品、そういったものが中心になろうかと考えております。どうしてもバスで来られる方もいらっしゃいますし、すぐには自宅には帰られないという方もいらっしゃいますので、最初は夏場とかだったら、葉物野菜とか、そういったところももちろん考えられたのは考えられたんですけれども、そういったところを考えると、やっぱり米が一番いいんじゃないかといったところで、米プラスの何かとか、そういったところで今現在は考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 販売時期についてですけれども、こちらは実際は観光協会と十分な打合せをしてからとなりますけれども、準備としては11月1日ぐらいから販売ができるような体制は整えたいと考えております。しかしながら、11月が行楽シーズンの中でございますので、そういった効果を考えますと、観光協会と十分打合せをした上で販売時期はどこから売ったほうがいいのかというのは協議の上、決定したいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ありがとうございます。

まず、中学生のアイデアから生まれたというのはとてもすばらしいなというのを感じています。また、予算に対してのPR効果ですとか、それこそそれがふるさと納税につながるとか、様々な効果を考慮しますと費用対効果としても十分すばらしいものがあるのではないかと考えていますが、なぜ3,000円の中で、例えば2,000円分の商品券と1,000円のお米とかにならなかったのかなというのはあります。さらにお得になるというのが、1万円で1万3,000円分、十分に3割

なので、県内の自治体で見ても割りかしお得な商品券だったんじゃないかなと思っていますので、なぜ上乗せをしたのかというのを伺えたらなというのと、本町で様々な商品券が発行されております。町民向け、またこういう観光商品券のようなものがありまして、そういったものの検証というのもとても大切になってくると思いますが、そういうのもなされているのかというのも併せてお尋ねいたします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

そちらは本当中学生とのアイデア出しの中で一緒に出したところではあるんですが、基本的に3,000円の上乗せ分に関しましては旅館でも使えるところが、取りあえず2,000円分あり、そのうちの1,000円分が旅館以外で使うところの商品券の構成になっております。そこに、またさらに1,000円の農産物が加わることによって、やはり選択肢として南小国町を選んでいただくきっかけになるのではないかと思いますので、そういった意味合いでというところを理解していただければと思います。

私からは以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 分析に関しましては、まだまだコロナ禍で事業を始めてから数年たったところでございます。この商品券を発行したからといって、なかなか全てが経済効果が上がったかと言われると、新型コロナの影響でまだまだ影響を払拭したというところまではいっていないのかなと考えております。しかしながら、販売実績とか、そういったところを見ますと、それぞれがやはり売行きも順調にきていたものもございますので、そういったところを考えますと、ある一定の効果は上がっているかと思っております。ただ、まだ詳細な分析等は行っておりませんので、そういった検証と、さらに今現在の販売している部分も併せて分析をしながら、今後につなげていける部分があると思いますので、そのところはしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） ありがとうございます。

商品券は、非常に町民の方も利用された方もよかったと、助かったという声がたくさん上がっております。私もとてもポジティブに捉えているものです。ただ、一方で検証が必要になることもあるのも事実だと思っています。商工会でも数年前から換金されたところを全てリスト化されております。全てそれぞれの商品券ごとにパーセンテージも出されておりますので、最近あまり役場の方は換金を見られてい

るかなという声もあったものですから、そういったものも十分にに使わせていただいて、よりよいものに進めていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

○議長（平野昭夫君） はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 補足をさせていただきます。どうしても今回はくらし応援券を私も拝見させていただいたんですけれども、やはりある程度大手のチェーン店のところにお金が流れているようなところがございました。できれば本当町内各地に全般的に全体的に満遍なく回るのが一番理想だと思うんですけれども、あと顕著なところでは農協さんも結構な換金率があったと思いますので、そういった意味では、今回、農協さんを使えるようにしたということには一つのメリットはあったのかなと感じております。そういったところは、今、議員がおっしゃったように、そういったこの換金が多かったのかというパーセンテージは全部商工会とか、そういったところが出していただいておりますので、そういったところを見ながら、今後の商品券の在り方だったりとか、そういったところも検証していく必要があろうかと私も認識しているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、穴井則之議員。

○1 番（穴井則之君） 26 ページ、衛生費、予防費で新型コロナワクチンの委託料などございますが、これは5 回目の接種かと思いますが、町内においてのこれまでの接種の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただいまの質問にお答えします。

9 月 12 日現在で2 回目の接種を終えている方が86.8%、3 回目接種を終えている方が73.5%、4 回目接種を終えている方が36.1%です。これは、令和3 年1 月1 日時点の全人口3,927 人をベースにしていますので、多少接種率は下がったように見えるかもしれません。また、4 回目につきましては、60 歳以上、基礎疾患のある方と、あと医療従事者、施設従事者に限られておりますので、パーセンテージが2 回目、3 回目よりは下がっております。

現在、新ワクチンと言われておりますものの準備をしておりますので、4 回目接種が終わった方につきましては、今度の新しいワクチンが5 回目接種という形になります。今回の予算につきましては、今2 回目までが終わっている方が約3,400 人ちょっとですので、そちらに新規の方や、あと小児も3 回目が始まることになりましたので、そういった部分を含めまして、今回は3,500 人で見積りをさせていただきます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、1番、穴井則之議員。

○1番（穴井則之君） 今回5回目からはB A. 5対応ワクチンということですか。

それから、ここ1か月近くで町内も相当感染者が増加したわけですが、接種をされた方と感染者の関係は町では分からないんですか。保健所でないと分からない状況なんですか。

○議長（平野昭夫君） 町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 現在、新ワクチンとされているものにつきましては、B A. 5ではなく、オミクロンの対応のワクチンとなっております。B A. 5対応につきましては、今、薬事承認の申請中とお聞きしております。

ワクチンを接種した方と実際に感染された方の現状なんです、感染された方の現状を把握されているのが保健所さんになりますので、町では、すみませんが、その点の把握はできません。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 関連してコールセンターの委託料がありますけれども、10月からいつまでの事業委託をされるのか。

それと、先ほどの観光プレミアム商品券の中で農産物の商品券が1,000円分ということで聞いていますけれども、この使用できる場所というのはどちらでできるのか、この2点を追加でお尋ねします。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） コールセンターの委託に関してなんです、国でのワクチンの接種に関する今後の方針がまだしっかり定まっておられませんので、一応残り6か月分で前の予算を基本としてコールセンターの委託料は計上させていただいております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ちょっと私の説明が不足する点があったので、御理解いただけない部分があったかと思います。申し訳ございません。観光プレミアム商品券の1万3,000円分につきましては、プレミアム分の3,000円の2,000円分が宿泊施設でも使える、1,000円は宿泊施設以外の施設で使っていただく。使える施設につきましては、以前と同様の施設を考えております。1,000円分のプレミアムで農産物を付ける部分は、SMOで準備をしまして、観光協会に券を購入しに来たときにその場でお渡しするという形をとっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） 分かりました。

別の質問で、21ページの企画費の修繕料をお願いします。下杉田の教員住宅の改修ということですが、あそこは4戸ありますけれど、改修の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 今、県のほうに購入についての手続を進めている途中で、その中で内部を見せていただけるということで内部を確認しまして、その際に業者さんにも立ち会っていただきまして、中を確認させていただきました。4棟ある中でそれぞれ若干程度は違いますものの状況が悪い部分で、修繕が必要な部分で畳とかは老朽化が進んでおりますので、交換の必要があるというところと、現代の住居様式に合わせて、畳敷きはなかなか若い人たちにも受け入れられない部分がありますので、フローリング化をしたほうがいいんじゃないかというところで考えております。壁紙等の老朽化した部分のやり替えとか、水回り部分も一部台所とか、老朽化が激しいところがありますので、そういったところの修繕で大体1棟当たり200万円を見込んでおりまして、それプラス4棟で800万円というところで費用は考えているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、2番、佐藤毅議員。

○2番（佐藤 毅君） この住宅は移住定住用ですよね。そうなってきたときに、使用料というのは、今いろいろな農林課住宅だとか、まちづくり住宅だとかあると思うんですけど、大体同等の費用で住まえるということでしょうか。何を言いたいかというと、移住定住というのは仮にお試し体験とか、そういう感じであるならば非常に長期的に住まわれるということもなかなか難しいかと思うんですけども、その辺の敷金だとか、そういうこともほかの目的住宅と同じように考えているのかというところをお尋ねします。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 詳細な部分はまだ決めてない部分もあるんですけども、家賃につきましては今の町営単独住宅の家賃をもとに算定はしたいと考えております。また、公営住宅の家賃であるとか近傍の家賃とかを勘案した上で、移住定住者が負担にならないというか、過度の負担にならないような形での家賃設定は考慮したいと考えております。また、敷金、礼金の設定につきましても同様に考え

ているところでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、3番、井野和哉議員。

○3番（井野和哉君） 33ページの小学校費の修繕料、こちらはりんどうヶ丘小学校の消防設備の修繕ということで聞いたんですが、これは緊急性を要するような状況ではないんですか。特別子供たちに支障が出るような状況ではないということでしょうか。

○議長（平野昭夫君） はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（穴井康治君） そうです。8月の点検の際に判明した分になっております。故障内容につきましては、自動受信機の部分で不安定であるというところが一番主だったと思います。発報しないとか、そういった部分ではなかったと聞いております。ですので、不具合が今後起こる前に交換、修繕ということを考えております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 1点、25ページに児童福祉費が上がっておりましたので、関連して1点お尋ねをしたいと思います。現在、保育園で土曜保育を行っていただいております。本町の産業構造を考えますと特に観光業になりますけれども、土曜日は特に人手が一番必要になる日ですので、そこで保育園を運営していただいているのはとてもありがたいですし、存在がとても大きいと思います。さらに職員の先生方も限られた人員で回していただいているという状況もあるかと思いますが、一方、やはり預けたくても預けられないといいますが、お断りをされるケースもあると聞いております。特にアレルギーがある子になると預けられない。親は観光業なのに土曜日は働けないという状況も一部ですが起きていると聞いております。ここに対して何か今後どうしていくのかとか、方向性などありましたらお知らせください。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

土曜保育でアレルギーでお断りをしたというところ、私もその部分は聞いていないんですけれども、もしそれがあれば給食の先生方の割当ての分でできないときがもしかしたらあったのかなというところもあります。そのあたりは確認して、そういう預け入れができない場面ができないような形と、そして、先ほど補正で話をしましたけれども、朝と夕方は非常に2人ずつつけなければいけなくて、職員も相当

大変なところが出ておりますので、そのあたりも一緒に話しながら確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、9番、森永一美議員。

○9番（森永一美君） 一利用者の保護者でも私もありますが、大変本当限られた人数で、とてもとてもとてもよく愛情をたっぷり注いで保育をしていただいておりますが、保育園は本来ですとやはり保護者が労働などで子供を保育できないときに安心して預けられる場所、預かっていただける場所だと思っておりますので、そのあたり多分職員さんの人員というところが一番大きいのかとは思いますが、ぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） 歳入のところの14ページで県補助金といたしまして地域づくりチャレンジ推進補助金というのが150万円で上がっております。これは、歳出では見つけられないんですけれど、どこで見ればいいのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（平野昭夫君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 地域づくりチャレンジ推進事業補助金につきましては、今回事業というよりも、当初予算で上げておりました移住定住の体験プログラム等に係る費用を地域活性化センター助成金で実施しようと考えておりました。しかしながら、地域活性化センター助成金の申請を行いましたけれども、結果、採用がされずに、県の地域づくりチャレンジ推進事業補助金に切り替えたため、こちらは財源の組替えといいますか、補助金の交換という形での計上となっております。

以上です。

○議長（平野昭夫君） はい、8番、穴井千秋議員。

○8番（穴井千秋君） そうすれば、その補助金というのは全然ないというわけですね。

○議長（平野昭夫君） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 当初予算に計上しておりました事業へこの補助金を充てるというところで、これに関しまして今回補正による増額の支出はございません。

以上です。

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） ほかに質疑がないようでありますので、これより討論に入ります。

す。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第71号、令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

2時15分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第13 議案第72号 令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第14 議案第73号 令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）

○議長（平野昭夫君） 日程第13、議案第72号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）を議題といたしますが、議案第72号と議案第73号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） それでは、異議なしと認め、議案第72号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）、議案第73号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第72号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正

予算書（第1号）、議案第73号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）については、町民課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第72号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）。

1ページをお願いします。令和4年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,094万1,000円とする。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

県支出金、県負担金、保険給付費等交付金です。今回22万円を増額し、4億1,066万6,000円とするものです。内容としましては、保険給付費等交付金（特別交付金）の増額でございます。

7ページをお願いします。繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回181万円を減額し、1,003万3,000円とするものです。内容としましては、療養給付費支払基金繰入金の減額です。

次のページをお願いします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回388万2,000円を増額し、1,388万2,000円とするものです。内容としましては、前年度の剰余金でございます。

9ページをお願いします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回22万円を増額し、329万6,000円とするものです。内容としましては、法改正等に伴うコクホ・ライン／調交システム改修分が16万5,000円、既存自庁システムの改修分が5万5,000円となっております。

次のページをお願いします。保険給付費、葬祭諸費、葬祭費です。今回12万円を増額し、32万円とするものです。内容としましては、葬祭費の増額でございます。

次のページをお願いします。基金積立金、基金積立金、準備基金積立金です。今回194万2,000円を増額し、695万2,000円とするものです。内容としましては、国民健康保険療養給付費支払基金積立金でございまして、これにより、予算ベースでの基金残高は7,422万2,930円でございます。数字で申しますと、74222930でございます。

次のページをお願いします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今

回1万円を増額いたします。内容としましては、国民健康保険療養給付費等返還金の1万円でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第73号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）。

1ページをお願いします。令和4年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,960万4,000円とする。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。歳入でございます。

繰越金です。今回32万5,000円を増額し、32万6,000円とするものです。内容としましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金です。今回32万5,000円を増額し、32万6,000円とするものです。内容としましては、一般会計への繰出金でございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑はありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第72号、令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第73号、令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第74号 令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）

○議長（平野昭夫君） 日程第15、議案第74号、令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第74号、令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（平野昭夫君） はい、福祉課長。

○福祉課長（朝日康博君） 議案第74号、令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）。

1ページをお願いいたします。令和4年度南小国町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,895万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,824万7,000円とする。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

県支出金、県補助金、介護保険低所得者対策事業費補助金です。今回4万2,000円を減額し、7万5,000円とするものです。内容としましては、介護保険低所得者対策事業費補助金の減額でございます。

7ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金です。今回1万4,000円を減額し、680万2,000円とするものです。事務費繰入金の減額でございます。

次のページをお願いいたします。繰越金、繰越金、繰越金です。今回1,900万6,000円を増額し、1,900万7,000円とするものです。前年度の繰越金分でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回5万6,000円を減額し、213

万2,000円とするものです。内容としましては、介護保険低所得者対策補助金の利用見込者数減に伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金です。今回1,140万8,000円を増額し、1,140万9,000円とするものです。内容としましては、前年度剰余金から返還金等を差し引いた分を積み立てるものでございます。

11ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回759万8,000円を増額し、779万8,000円とするものです。内容としましては、介護給付費負担金等返還金でございます。

以上でございます。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第74号、令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第75号 令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）

日程第17 議案第76号 令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）

日程第18 議案第77号 令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）

日程第19 議案第78号 令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書

(第2号)

○議長(平野昭夫君) 日程第16、議案第75号、令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)を議題といたしますが、議案第75号から議案第78号は議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平野昭夫君) それでは、異議なしと認め、議案第75号、令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)、議案第76号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第77号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第78号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第2号)は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長(高橋周二君) 議案第75号、令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)、議案第76号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第77号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書(第1号)、議案第78号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書(第2号)については、建設課長より説明させます。

○議長(平野昭夫君) 建設課長。

○建設課長(本田圭一郎君) 議案第75号、令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書(第2号)。

令和4年度南小国町の水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ376万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,485万円とする。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回336万8,000円を減額し、6,908万9,000円とするものです。一般会計繰入金の減です。

次に、繰越金、繰越金、繰越金、今回712万8,000円を増額し、712万9,000円とするものです。令和3年度の決算による前年度繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、歳出です。

水道費、水道管理費、水道総務費、今回３８０万９,０００円を増額し、２,２８７万８,０００円とするものです。主なものとしまして、報酬、職員手当につきましては、建設課職員の水道住宅係の４名、それと会計年度任用職員１名で平日の１日４時間の３日から５日分の時間外手当として、現在発注しております水道事業の基本計画の見直しに伴う資料収集のデータの集計等における時間外報酬手当となります。積立金３５６万５,０００円につきましては、繰越金における２分の１以上を積み立てるとしてしておりますので、計上を行っております。

続きまして、水道維持費、今回２０万円を減額し、６,２４０万２,０００円とするものです。需用費の修繕料の見込みの減としております。

続きまして、公債費、公債費、利子、今回１５万１,０００円を増額し、６６０万２,０００円とするものです。地方債償還金利子の確定による増です。

以上です。

続きまして、議案第７６号、令和４年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第１号）。

令和４年度南小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５０万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３,２７４万５,０００円とする。

令和４年９月１３日提出、南小国町長、高橋周二。

６ページをお願いいたします。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回８３万４,０００円を減額し、１,６３９万３,０００円とするものです。一般会計繰入金の減額でございます。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回２３６万９,０００円を増額し、２３７万円とするものです。令和３年度決算による前年度繰越金の計上でございます。

諸収入、雑入、雑入、今回９６万８,０００円を増額し、９６万８,０００円とするものです。雑入の災害共済金となりますが、当初予算におきまして修繕をマンホールポンプ１基に対して行っておりますが、この被災原因が落雷によるものでございまして、その修繕費に対しての全額同額を保険として見込んでおります。ただし、今後の審査、申請等になりますので、多少減額となる可能性もございます。

続きまして、歳出です。

集落排水費、集落排水管理費、集落排水総務費、今回１１８万６,０００円を増額し、５４５万８,０００円とするものです。積立金になりますけれども、先ほどの繰越金の２分の１以上を積み立てるとしております。

集落排水維持費、今回１３０万円を増額し、８４４万４,０００円とするもので

す。需用費、修繕料になりますけれども、先ほどとは異なるマンホールポンプ1基が老朽化等による故障により82万5,000円が必要となっております。また、通常の維持管理の費用におきまして約47万5,000円程度、トータル130万円程度の経費を見込んでおります。

続きまして、公債費、公債費、利子、今回1万7,000円を増額し、158万9,000円としております。地方債償還金利子の確定によるものです。

以上です。

続きまして、議案第77号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）。

令和4年度南小国町の特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,239万6,000円とする。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入です。

県支出金、県補助金、特定地域生活排水処理事業県補助金、今回15万5,000円を増額し、15万5,000円とするものでございます。この県の補助金は、令和3年度の補助対象事業になりますけれども、6.5%が県の補助金として翌年度に交付をされます。使途としては、職員の人件費等に対するものでございます。

続きまして、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回66万1,000円を減額し、569万8,000円とするものです。一般会計繰入金の減でございます。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回105万1,000円を増額し、105万2,000円とするものです。令和3年度の決算におきます繰越金でございます。

歳出です。

生活排水処理費、生活排水処理費、生活排水処理総務費、今回52万7,000円を増額し、1,880万4,000円とするものです。歳入にございます繰越金の2分の1以上としております。

続きまして、公債費、公債費、元金、補正はございません。財源組替のみでございます。

利子、今回1万8,000円を増額し、48万4,000円とするものです。地方債償還金利子の確定によるものでございます。

以上です。

続きまして、議案第78号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）。

令和4年度南小国町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,311万8,000円とする。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページになります。歳入です。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、今回240万8,000円を減額し、4,674万8,000円とするものです。

続きまして、繰越金、繰越金、繰越金、今回564万7,000円を増額し、564万8,000円とするものです。令和3年度決算による繰越金の計上でございます。

歳出です。

下水道費、下水道費、下水道総務費、今回293万8,000円を増額し、1,663万3,000円とするものです。主なものとしまして、積立金282万5,000円、前年度繰越金の2分の1の計上でございます。

続きまして、公債費、公債費、利子、今回30万1,000円を増額し、1,154万7,000円とするものです。地方債償還金利子の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

議案第75号、令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

続きまして、議案第76号、令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

続きまして、議案第77号、令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

続きまして、議案第78号、令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（平野昭夫君） 起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決をされました。

3時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時45分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（平野昭夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

-----○-----

日程第20 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（平野昭夫君） 日程第20、議案第79号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

はい、高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第79号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。

令和4年9月13日提出、南小国町長、高橋周二。

1、住所、熊本県阿蘇郡南小国町大字中原465番地。

2、氏名、佐藤亨。

3、生年月日、昭和29年9月11日。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

佐藤亨氏に関しましては、皆さんも御承知のとおりかと思いますが、前消防団長を務められておりました。そういった意味では、人格的にも全く問題ございませんし、信頼も厚い方であると考えております。現在1期目を務められておまして、今回選任されれば2期目ということになります。公平公正な判断ができる方であると思いますので、皆様方の慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（平野昭夫君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは、本案の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 討論はないようですので、終了をいたします。

人事案件の選任方法については、申合せ事項において無記名による投票となっておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） それでは、投票といたします。

会場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（平野昭夫君） 開票立会人を指名します。会議規則第32条第1項及び第2項の規定によって、7番、児玉秀次郎議員、8番、穴井千秋議員を指名いたします。

ただいまから事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（平野昭夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。ないですね。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（平野昭夫君） 異常なしと認めます。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意される方は○、されない方は×をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（平野昭夫君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

開票立会人は前にお願いをいたします。

[開票]

○議長（平野昭夫君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

はい、議会事務局長。

○議会事務局長（北里能蔵君） 投票結果を読み上げます。投票総数 9 票、有効票 9 票、無効票 0 票です。有効投票中、○が 9 票、×が 0 票。

以上です。

○議長（平野昭夫君） それでは、開票の結果、原案どおり同意することに決定をいたします。

議場の出入口を開放します。

[議場開鎖]

—————○—————

日程第 2 1 陳情第 7 号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（平野昭夫君） 日程第 2 1、陳情第 7 号、中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情を議題といたしますが、議会運営委員会において配付のみと決定されております。

—————○—————

日程第 2 2 議員派遣報告について

○議長（平野昭夫君） 日程第 2 2、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりですので、報告をいたします。

—————○—————

日程第 2 3 議員派遣の件について

○議長（平野昭夫君） 日程第 2 3、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思います
が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決

定をいたします。

—————○—————

日程第 2 4 閉会中の継続審査について

○議長（平野昭夫君） 日程第 2 4、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会広報調査対策、環境問題調査の 2 特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可することに決定をしました。

お諮りします。会議規則第 4 5 条の規定により、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定をしました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平野昭夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、令和 4 年第 3 回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後 3 時 1 1 分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 1 番

会議録署名議員 2 番

会議録調製者 北 里 能 蔵

会 議 顛 末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第60号	南小国町認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の制定について	9月13日	原案可決
議案第61号	南小国町議会議員及び南小国町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	9月13日	原案可決
議案第62号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月13日	原案可決
議案第63号	令和3年度南小国町一般会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第64号	令和3年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第65号	令和3年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第66号	令和3年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第67号	令和3年度南小国町水道事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第68号	令和3年度南小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第69号	令和3年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
議案第70号	令和3年度南小国町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書	9月14日	認 定
報告第3号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月14日	報告済み
議案第71号	令和4年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）	9月14日	原案可決
議案第72号	令和4年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）	9月14日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第73号	令和4年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）	9月14日	原案可決
議案第74号	令和4年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第2号）	9月14日	原案可決
議案第75号	令和4年度南小国町水道事業特別会計補正予算書（第2号）	9月14日	原案可決
議案第76号	令和4年度南小国町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）	9月14日	原案可決
議案第77号	令和4年度南小国町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算書（第1号）	9月14日	原案可決
議案第78号	令和4年度南小国町公共下水道事業特別会計補正予算書（第2号）	9月14日	原案可決
議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月14日	同 意
陳情第7号	中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情	9月14日	配付のみ
	議員派遣報告について	9月14日	承 認
	議員派遣の件について	9月14日	承 認
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	9月14日	各委員会 継続審査 決 定

南小国町議会会議録
令和４年第３回定例会

令和４年９月発行

発行人 南小国町議会議長 平野 昭 夫
編集人 南小国町議会事務局長 北 里 能 蔵
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電 話 (0967) 42-1125